

事業概要

平成 30 年版

目 次

総務局の機能	1
I 組 織	3
1 機構	5
2 分掌事務	6
3 職員配置状況	13
II 予算概要	15
1 概要	17
2 主要事業	18
3 歳入歳出予算（一般会計）事業別調書	20
4 債務負担行為（一般会計）	24
5 特別区財政調整会計事業別調書	26
6 小笠原諸島生活再建資金会計事業別調書	26
III 部別事業概要	27
総 務 部	29
1 総務事務	31
2 企画事務	31
3 文書・法制事務	31
4 公文書館	32
5 訴訟関係事務	33
6 行政不服申立て関係事務	34
7 和解、損害賠償額決定等の専決処分	35
8 公立大学法人首都大学東京に関する事務	35
9 科学技術の振興に関する事務	36
復興支援対策部	37
1 組織	39
2 被災地支援課の業務	39
3 被災地支援に関する主な取組	39
4 都内避難者支援課の業務	41
行政改革推進部	43
1 行政改革に関する事務	45
2 東京都監理団体に関する事務	46
3 外部監査に関する事務	47
4 地方分権改革の推進に関する事務	47
情報通信企画部	49
1 情報通信施策の推進	51
2 電子情報処理に係る企画、調整及び指導等	51
3 情報システム基盤等の保守・運用管理及び技術支援	51
4 区市町村等と連携した電子自治体の構築や地域情報化の推進	53
5 電子申請の利用促進	53
6 ICT人材の育成	53
人 事 部	55
1 人事事務の実施及び調整	57
2 組織・機構に関する事務	64
3 定数管理	64
4 人事システムの管理運用及び恩給・退職手当の支給	65
コンプライアンス推進部	69
1 コンプライアンスの推進	71
2 服務監察	71

3	賠償責任の調査	72
行政部		73
1	住民基本台帳、行政書士及び公的個人認証等に関する事務	75
2	区市町村への地方分権の推進	77
3	特別区に関する事務	78
4	市町村に関する事務	81
5	多摩島しょ地域の振興	83
6	支庁	89
総合防災部		91
1	危機管理体制の整備	93
2	災害時の応急対策事務	102
3	消防に関する事務	104
4	広報・普及啓発・調査研究	105
統計部		107
1	統計調査等の実施	109
2	統計解析の実施	109
3	統計資料の刊行及び資料提供	110
4	統計制度改革への対応	111
5	都の統計調査の調整及び支援	111
6	統計の普及・啓発、利活用の促進	111
7	統計調査の環境整備	112
人権部		113
1	総合的な人権施策の推進	115
2	同和問題解決のための取組	116
3	東京都人権プラザの運営	116
4	(公財)東京都人権啓発センターの運営に対する助成	117

総務局の機能

総務局の事務事業は、大別すると、都庁の内部管理及び事務の統一的処理をする機能に属するもの、数局にわたる事業の連絡調整機能に属するもの、区市町村等の行財政運営に関する助言及び連絡調整機能に属するもの並びに事業実施部門としての機能に属するものに分類することができる。

1 都庁の内部管理及び事務の統一的処理をする機能に属する事務

- (1) 職員の任免、服務、研修、組織・定数、勤務条件、福利等の人事に関すること。
- (2) 行政改革、東京都監理団体に関すること。
- (3) IT化推進、情報処理システム、情報通信に関すること。
- (4) 条例の立案、政策法務、文書管理に関すること。
- (5) 訴訟など争訟に関すること。

————— など

2 数局にわたる事業の連絡調整機能に属する事務

- (1) 東日本大震災に伴う被災地支援・都内避難者支援に関すること。
- (2) 地方分権改革に関すること。
- (3) 防災・危機管理に関すること。
- (4) 人権施策に関すること。

————— など

3 地方行政の行財政運営に関する助言及び連絡調整機能に属する事務

- (1) 特別区の行財政運営に関する助言及び連絡調整に関すること。
- (2) 市町村の行財政運営に関する助言及び連絡調整に関すること。

————— など

4 事業実施部門としての機能に属する事務

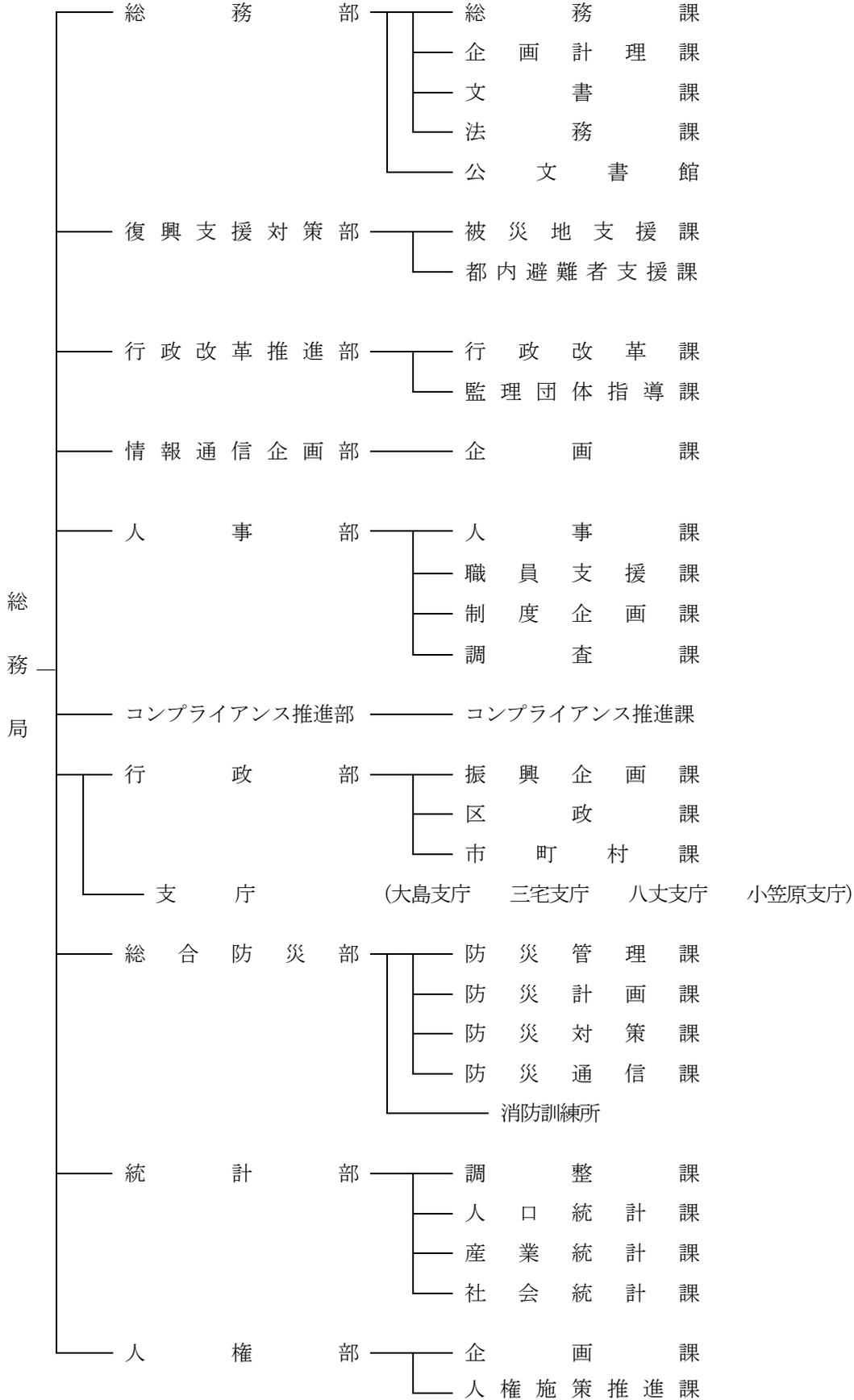
- (1) 各種統計調査に関すること。
- (2) 公立大学法人首都大学東京の運営の支援に関すること。

————— など

I 組 織

組 織

1 機構



2 分掌事務

部	課	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局部長会議その他都庁事務の連絡に関する事。 2 局の組織及び定数に関する事。 3 局所属職員の人事及び給与に関する事。 4 局所属職員の福利厚生に関する事。 5 局事務事業の管理改善に関する事。 6 局事務事業の広報及び広聴に関する事。 7 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関する事。 8 庁内管理及び宿直に関する事。 9 東京都職員共済組合に関する事。 10 他の局、部及び課に属しない事。
	企画計理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 局事務事業の総合的な企画及び調整に関する事。 2 局事務事業の進行管理に関する事。 3 局事務事業の行政評価の実施に関する事。 4 局の予算、決算及び会計に関する事。 5 公立大学法人首都大学東京に関する事。 6 科学技術の振興に関する事。 7 試験研究機関における研究業務の調査に関する事。
	文 書 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例及び特命による文書の立案に関する事。 2 文書の審査に関する事。 3 地方公共団体に関する法規の調査及び解釈に関する事。 4 法律の解釈に関する事。 5 政策課題についての法的意見に関する事。 6 係争及び係争のおそれのある事件についての法的意見に関する事。 7 損害賠償及び和解に関する地方自治法第180条の規定に基づく専決処分に関する事（都市整備局及び建設局に属するものを除く。）。 8 公報（特定調達公告版を除く。）及び例規類の編集発行に関する事。 9 官報報告に関する事。 10 公布式に関する事。 11 公印に関する事。 12 公文書類の收受及び配布並びに局の公文書類の発送、編集及び保存に関する事。 13 文書に関する管理改善、調査及び指導に関する事。 14 局の情報公開に係る連絡調整等に関する事。 15 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関する事。 16 公文書館に関する事。 17 印刷物及び図書類の取扱いに関する事。

部	課	分 掌 事 務
総 務 部	法 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政訴訟に関すること。 2 民事訴訟に関すること（都市整備局都営住宅経営部に属するものを除く。）。 3 民事調停、訴え提起前の和解、支払督促及び借地非訟事件の手續に関すること（都市整備局都営住宅経営部に属するものを除く。）。 4 仮差押え及び仮処分命令手續に関すること（都市整備局都営住宅経営部に属するものを除く。）。 5 民事執行法に基づく民事執行に関すること（法律的手続（都市整備局都営住宅経営部に属するものを除く。）に限る。）。 6 審査請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により東京都障害者介護給付費等不服審査会が取り扱うもの及び児童福祉法第56条の5の5第2項及び同項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により東京都障害児通所給付費等不服審査会が取り扱うものを除く。）及び再審査請求に関すること。 7 地方自治法第118条第5項（同法第127条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく審査の申立て及び同法第255条の4の規定に基づく審決の申請に関すること。 8 東京都行政不服審査会に関すること。 9 資料の編さんに関すること。
復 興 支 援 対 策 部	被災地支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災に伴う被災地支援対策の推進に係る連絡調整等に関すること。 2 部内他の課に属しないこと。
	都内避難者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災に伴う都内避難者支援対策の推進に係る連絡調整等に関すること。
行 政 改 革 推 進 部	行政改革課	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政改革に係る総合的な企画及び調整に関すること。 2 行政手続及び業務改革全般に係る企画及び指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。 3 外部監査に関すること。 4 監査委員との連絡に関すること。 5 職員表彰（業務改革部門）に関すること。 6 地方自治制度改革の推進に係る総合的な情報の収集、調査、分析及び企画調整に関すること。 7 広域的な行政課題及び大都市の行政課題に関する総合的な情報の収集、調査及び分析に関すること。 8 都政改革本部の運営に関すること。 9 部内他の課に属しないこと。
	監理団体指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都監理団体の指導及び監督に係る総合的な調整に関すること。

部	課	分 掌 事 務
情報通信 企画部	企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信施策に係る調査、総合的な企画及び基本的計画の立案及び推進に関すること。 2 区市町村等の情報化施策の推進及び連絡調整に関すること。 3 電子情報処理及びデータ通信に係る企画、調整、開発、指導及び推進に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。 4 電子情報処理に関する行政手続に係る企画及び指導に関すること。 5 共通基盤システム及び業務改善に係るIT基盤の運用、管理及び企画調整に関すること。 6 データ通信ネットワークの運用、管理及び整備計画に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。 7 データ通信ネットワークに係る設備の工事の設計及び監督並びに保守に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。 8 サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。
人 事 部	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること（コンプライアンス推進部及び他の課に属するものを除く。）。 2 職員の人材育成に関すること。 3 地方自治法第243条の2の規定に基づく職員の賠償責任に関すること（コンプライアンス推進部に属するものを除く。）。 4 赴任旅費の支給に関すること。 5 部内他課に属しないこと。
	職員支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の労働環境の整備その他職員に対する必要な支援に係る企画及び調整に関すること。 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関すること。 3 職員の福利、教養、文化及び体育に関すること。 4 職員の安全管理及び衛生管理に関すること。 5 セクシュアル・ハラスメントの防止に関すること。 6 職員の公務災害補償に関すること。 7 職員の表彰等に関すること。 8 職員住宅の管理に関すること。 9 被服の貸与に関すること。 10 再任用職員及び非常勤職員の健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険に関すること。 11 東京都職員互助組合に関すること。
	制度企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事管理及び給与制度等に関する調査、企画及び立案に関すること（調査課に属するものを除く。）。 2 恩給及び退職手当に関すること。 3 職員団体及び職員の労働組合に関すること。 4 職員の給料、諸手当及び2に係る諸給与金の計理に関すること。 5 職員の給与の支給に関すること。 6 再雇用制度及び臨時・非常勤職員制度に関すること。
	調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 都の組織及び機構に関すること。 2 職員の定数に関すること。

部	課	分 掌 事 務
コンプライアンス 推 進 部	コンプライアンス 推 進 課	1 コンプライアンスの推進に関すること。 2 服務監察に関すること。 3 地方自治法第243条の2の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関すること。
行 政 部	振興企画課	1 区市町村行財政に係る総合的な企画及び調整に関すること。 2 多摩地域に係る調査及び企画に関すること。 3 多摩地域における都の事務事業の連絡調整に関すること。 4 山村振興法の施行に関すること。 5 島しょ地域に係る調査及び企画に関すること。 6 島しょ地域における都の事務事業の連絡調整に関すること。 7 離島振興法及び過疎地域自立促進特別措置法の施行に関すること。 8 小笠原諸島振興開発特別措置法の施行に関すること。 9 住民基本台帳法の施行に関すること。 10 行政書士法の施行に関すること。 11 支庁に関すること。 12 部内他の課に属しないこと。
	区 政 課	1 特別区の行政及び財政に関すること。 2 特別区税に関すること。 3 特別区が加入する一部事務組合及び広域連合に関すること。 4 都区財政調整に関すること。 5 都区協議会に関すること。 6 特別区の土地開発公社の設立認可及び監督に関すること。
	市 町 村 課	1 市町村の行政及び財政に関すること。 2 市町村税に関すること。 3 市町村が加入する一部事務組合、広域連合及び財産区に関すること。 4 所有財産の所在市町村に対する交付金の交付に関すること。 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の施行に関すること。 6 市町村の土地開発公社の設立認可及び監督に関すること。

部	課	分 掌 事 務
総合防災部	防災管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策及び危機管理に係る総合的な連絡及び調整に関すること。 2 震災復興の企画に関すること。 3 東京都震災復興本部の設置に関する条例の施行に関すること。 4 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること（他の課に属するものを除く。）。 5 国民保護協議会に関すること。 6 国民保護計画の策定に関すること。 7 新型インフルエンザ等対策本部に関すること（他の課に属するものを除く。）。 8 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に関すること。 9 帰宅困難者対策その他の防災事業の推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。 10 消防及び消防訓練所に関すること。 11 災害救助法に関すること。 12 災害対策用職員住宅に関すること。 13 防災に係る普及啓発に関すること。 14 防災設備に係る助成等に関すること。 15 部内他の課に属しないこと。
	防災計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策及び危機管理に係る総合的な計画及び計画調整に関すること（他の課に属するものを除く。）。 2 災害予防対策の総合計画に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 地域防災計画の策定に関すること。 5 東京都震災対策条例の施行に関すること。 6 震災対策事業計画の策定に関すること。
	防災対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に関すること。 2 危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。 3 災害対策本部に関すること。 4 東京都地震災害警戒本部条例の施行に関すること。 5 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置及び運営に関すること。 6 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び運営に関すること。 7 防災訓練に関すること。 8 首都圏の危機管理体制の構築に関する総合的な情報の収集、調査、分析等に関すること。 9 防災機関との連携に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 夜間防災連絡室に関すること。 12 自衛官の募集に関すること。
	防災通信課	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の情報提供に係る調査及び企画に関すること。 2 東京都防災センター及び区市町村等に設置する防災機器に関すること。 3 防災行政無線情報通信の運営及び整備計画に関すること。

部	課	分 掌 事 務
統 計 部	調 整 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 統計調査員に関すること。 2 統計調査の総合調整及び国、道府県等との連絡調整に関すること。 3 統計調査の広報及び広聴に関すること。 4 統計資料の収集、整理及び保管に関すること。 5 統計に関する図書の編集及び刊行に関すること。 6 各種統計データの解析並びに解析方法の開発及び指導に関すること。 7 統計調査方法の研究、企画及び指導に関すること。 8 部内他の課に属しないこと。
	人口統計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国勢調査その他人口調査及び人口予測に関すること。 2 住宅・土地統計調査に関すること。 3 学事統計調査に関すること。 4 毎月勤労統計調査に関すること。
	産業統計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都工業指数に関すること。 2 経済センサスに関すること。 3 農林水産統計調査に関すること。 4 工業統計調査に関すること。
	社会統計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人企業経済調査に関すること。 2 商業動態統計調査に関すること。 3 経済産業省生産動態統計調査に関すること。 4 消費者価格その他物価調査に関すること。 5 家計調査及び生計分析に関すること。 6 労働力調査及び就業構造基本調査に関すること。
人 権 部	企 画 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 2 人権に係る会議等の運営に関すること。 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 4 同和問題に係る連絡調整に関すること。 5 部内他の課に属しないこと。
	人 権 施 策 推 進 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権意識の高揚に関すること。 2 人権問題に係る普及啓発及び研修に関すること。 3 人権問題に係る相談に関すること。 4 人権問題に係る普及啓発、研修及び相談事業の連絡調整に関すること。 5 人権問題に係る情報の収集及び管理に関すること。 6 犯罪被害者等支援の推進に関すること。 7 人権プラザに関すること。

所	分 掌 事 務
東 京 都 公 文 書 館	都の公文書類、資史料の保存及び利用並びに都政史料の編さんに関する事務
支庁（ 大島・三宅・ 八丈・小笠原 ）	地方自治法第155条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の一部
東 京 都 消 防 訓 練 所	消防職員及び消防団員の訓練

3 職員配置状況

(平成30年8月1日現在)

区 分	管 理 職			一 般 職 員				合計	備考
	事務	技術	計	事務	技術	技能	計		
総 務 部	29	2	31	87	1	15	103	134	うち再任用 10
復 興 支 援 対 策 部	7	0	7	15	0	0	15	22	うち再任用 2
行 政 改 革 推 進 部	14	0	14	52	0	0	52	66	
情 報 通 信 企 画 部	24	1	25	37	11	0	48	73	うち再任用 1
人 事 部	9	0	9	95	2	0	97	106	うち再任用 1
コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 部	17	1	18	19	0	0	19	37	うち再任用 3
行 政 部	10	0	10	78	0	0	78	88	
総 合 防 災 部	15	3	18	57	16	0	73	91	
統 計 部	5	0	5	122	1	0	123	128	うち再任用 5
人 権 部	8	0	8	20	0	0	20	28	うち再任用 1
公 文 書 館	2	0	2	11	1	1	13	15	
大 島 支 庁	3	2	5	54	53	6	113	118	うち再任用 6
三 宅 支 庁	1	3	4	28	27	2	57	61	うち再任用 3
八 丈 支 庁	3	2	5	31	29	4	64	69	うち再任用 5
小 笠 原 支 庁	6	3	9	20	42	11	73	82	うち再任用 4
計	153	17	170	726	183	39	948	1,118	うち再任用 41
首 都 大 学 東 京	23	0	23	60	1	0	61	84	うち再任用 3
東 京 都 人 材 支 援 事 業 団	21	0	21	111	3	0	114	135	うち再任用 10
地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金	2	0	2	11	0	0	11	13	
職 員 共 済 組 合	13	7	20	112	32	0	144	164	うち再任用 13
合 計	212	24	236	1,020	219	39	1,278	1,514	うち再任用 67

Ⅱ 予 算 概 要

予 算 概 要

1 概要

総務局の予算は、一般会計のほか特別区財政調整会計及び小笠原諸島生活再建資金会計の2つの特別会計からなり、平成30年度の当初予算の概要は、下記のとおりである。

(1) 総額

	平成30年度	平成29年度	増 △ 減	伸び率
歳 入	千円 1,040,398,707	千円 975,292,163	千円 65,106,544	6.7%
歳 出	2,543,085,000	2,430,779,000	112,306,000	4.6

(2) 一般会計

	平成30年度	平成29年度	増 △ 減	伸び率
歳 入	千円 17,249,707	千円 22,126,163	千円 △ 4,876,456	△ 22.0%
分担金及負担金	878,296	1,279,548	△ 401,252	△ 31.4
使用料及手数料	1,921	2,923	△ 1,002	△ 34.3
国庫支出金	3,500,987	3,810,560	△ 309,573	△ 8.1
財産収入	2,527,541	2,950,764	△ 423,223	△ 14.3
繰入金	6,151,254	6,479,895	△ 328,641	△ 5.1
諸収入	3,210,708	5,794,473	△ 2,583,765	△ 44.6
都債	979,000	1,808,000	△ 829,000	△ 45.9
歳 出	1,519,936,000	1,477,613,000	42,323,000	2.9
総務費	155,246,000	149,310,000	5,936,000	4.0
学務費	22,196,000	21,819,000	377,000	1.7
諸支出金	1,342,494,000	1,306,484,000	36,010,000	2.8
債務負担行為	11件 2,360,906	8件 10,786,198	3件 △ 8,425,292	△ 78.1

(3) 特別区財政調整会計

		平成30年度	平成29年度	増 △ 減	伸び率
歳	入	千円 1,022,777,000	千円 952,794,000	千円 69,983,000	7.3%
	繰入金	1,022,776,980	952,793,980	69,983,000	7.3
	諸収入	10	10	0	0
	繰越金	10	10	0	0
歳	出	1,022,777,000	952,794,000	69,983,000	7.3
	特別区交付金	1,022,777,000	952,794,000	69,983,000	7.3

(4) 小笠原諸島生活再建資金会計

		平成30年度	平成29年度	増 △ 減	伸び率
歳	入	千円 372,000	千円 372,000	千円 0	0%
	事業収入	8,562	8,562	0	0
	諸収入	200	200	0	0
	繰越金	363,238	363,238	0	0
歳	出	372,000	372,000	0	0
	貸付費	372,000	372,000	0	0

2 主要事業

(1) 区市町村振興

ア 市町村総合交付金

市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、市町村の所要一般財源に対する財政補完等を目的とした交付金として、55,000,000千円を計上している。

イ 多摩島しょ地域振興

多摩島しょ地域の振興を図るため、次の経費を計上している。

(ア) (公財)東京都島しょ振興公社貸付等 1,144,024千円

(イ) 市町村総合交付金(再掲) 55,000,000千円

ウ 区市町村振興基金繰出

公共施設等の整備に要する資金を貸付けるための基金に対する繰出金として、2,119,110千円を計上している。

エ 特別区都市計画交付金

特別区が行う都市計画事業の円滑な推進を図るための交付金として、20,000,000千円を計上している。

(2) 防災対策

地震等の災害から都民の生命、財産を守り、被害を最小限に防ぐための震災予防対策、災害応急対策の総合調整等の事業費を計上している。

ア	防災企画・調査研究	386,262千円
イ	災害応急対策	2,091,140千円
ウ	市町村消防の指導・助成	125,436千円
エ	応急給水槽維持管理等	955,000千円
オ	防災拠点の整備	987,558千円
カ	防災対策の強化	3,585,251千円
	計	8,130,647千円

(3) 電子都庁基盤の運用管理

電子都庁推進計画において構築された、電子都庁としての基盤を運用していくため、次の経費を計上している。

ア	東京都高度情報化推進システム	5,146,033千円
イ	電子認証	165,227千円
ウ	データセンター	356,239千円
エ	総合行政ネットワーク	61,272千円
オ	庁内外ネットワークの運用	1,266,844千円
カ	業務システム	88,788千円
	計	7,084,403千円

(4) 都区財政調整

「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」に基づき次の財政調整交付金（調整率55パーセント）を計上している。

ア	普通交付金	971,638,150千円
イ	特別交付金	51,138,850千円
	計	1,022,777,000千円

(5) 公立大学法人の管理運営

地方独立行政法人法に基づき設置した公立大学法人首都大学東京の管理運営に対する財源措置として、22,196,000千円を計上している。

3 歳入歳出予算（一般会計）事業別調書

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源	
		人件費等	事業費	計			
総務部	一般庶務事務	86人	千円 719,613	千円 477,631	千円 1,197,244	千円 640	千円 1,196,604
	局 研 修		0	1,491	1,491	0	1,491
	文 書 事 務	26人	261,966	447,802	709,768	58,733	651,035
	公 文 書 館	13人	130,567	979,414	1,109,981	※1 744,536	365,445
	庁 内 警 備		0	846,556	846,556	118	846,438
	法 務 事 務	31人	322,191	49,056	371,247	121	371,126
	公立大学法人 の 管 理 運 営		0	22,196,000	22,196,000	※2 699,146	21,496,854
	職員共済組合	147人	1,494,584	525,189	2,019,773	1,199,229	820,544
	小 計	303人	2,928,921	25,523,139	28,452,060	2,702,523	25,749,537
復興支援 対 策 部	復 興 支 援 対 策 事 務	28人	288,884	132,598	421,482	30,274	391,208
行政改革 推 進 部	行 政 改 革	34人	351,776	244,791	596,567	3	596,564
情報通信 企 画 部	情報システム管理	59人	607,112	4,021,892	4,629,004	1,522,443	3,106,561
	電子都庁基盤 の 運 用 管 理		0	7,084,403	7,084,403	271,381	6,813,022
	小 計	59人	607,112	11,106,295	11,713,407	1,793,824	9,919,583

※1 歳入予算のうち、187,878千円は財務局に計上されている。

※2 歳入予算のうち、560,615千円は政策企画局に、13,666千円はオリンピック・パラリンピック準備局に計上されている。

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
人 事 部	人 事 管 理 事 務	83人 千円 836,217	千円 1,694,982	千円 2,531,199	千円 359,781	千円 2,171,418
	職員福利厚生事務	125人 1,252,693	5,424,654	6,677,347	3,076,808	3,600,539
	恩 給 及 び 退 職 手 当	0	13,878,255	13,878,255	4,060,927	9,817,328
	職 員 研 修 事 務	33人 335,273	1,178,351	1,513,624	265	1,513,359
	小 計	241人 2,424,183	22,176,242	24,600,425	7,497,781	17,102,644
コンプライアンス 推 進 部	コンプライアンスの推進	29人 301,987	39,340	341,327	8	341,319
行 政 部	住 民 基 本 台 帳 等 事 務	35人 333,105	276,114	609,219	185	609,034
	特 別 区 行 財 政 連 絡 調 整	22人 206,401	30,978	237,379	1	237,378
	市 町 村 行 財 政 連 絡 調 整	26人 242,916	31,752	274,668	1,395	273,273
	市町村計画の連絡 調整及び多摩振興	0	423,001	423,001	0	423,001
	小 笠 原 振 興	0	754,039	754,039	500	753,539
	多摩島しょ振興 推進本部の運営	0	1,163	1,163	0	1,163
	多 摩 地 域 の 振 興 策 の 推 進	0	40,764	40,764	0	40,764
	支 庁 管 理 運 営	314人 2,337,242	2,625,181	4,962,423	※ 63,980	4,898,443
	市町村総合交付金	0	55,000,000	55,000,000	0	55,000,000
	特別区都市計画 交 付 金	0	20,000,000	20,000,000	0	20,000,000
	特別区事務処理 特 例 交 付 金	0	6,512,642	6,512,642	0	6,512,642
	区 市 町 村 振 興 基 金 繰 出	0	2,119,110	2,119,110	2,119,110	0

※ 歳入予算のうち、29,521千円は財務局に計上されている。

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政部	市町村振興宝くじ交付金	千円 0	千円 6,609,909	千円 6,609,909	※1 千円 6,609,909	千円 0
	公的個人認証事業	0	219,763	219,763	※2 106,000	113,763
	(公財)東京都島しょ振興公社貸付等	0	1,148,024	1,148,024	560,000	588,024
	ヘリコプター運賃補助	0	67,088	67,088	11,493	55,595
	特別区財政調整会計繰出	0	1,022,776,980	1,022,776,980	0	1,022,776,980
	利子割交付金	0	3,959,000	3,959,000	0	3,959,000
	配当割交付金	0	19,030,000	19,030,000	0	19,030,000
	株式等譲渡所得割交付金	0	13,173,000	13,173,000	0	13,173,000
	地方消費税交付金	0	270,005,000	270,005,000	0	270,005,000
	ゴルフ場利用税交付金	0	451,000	451,000	0	451,000
	自動車取得税交付金	0	11,979,988	11,979,988	0	11,979,988
	旧法による自動車取得税交付金	0	1,000	1,000	0	1,000
	国有資産等所在市町村交付金	0	1,118,032	1,118,032	0	1,118,032
	小計	397人 3,119,664	1,438,353,528	1,441,473,192	9,472,573	1,432,000,619

※1 歳入予算は財務局に計上されている。

※2 歳入予算は財務局に計上されている。

所管部	事業名	歳出予算額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
総 合 防 災 部	防 災 企 画 ・ 調 査 研 究	87人 905,245	386,262	1,291,507	10,418	1,281,089
	災 害 応 急 対 策	0	2,091,140	2,091,140	48,518	2,042,622
	市 町 村 消 防 の 指 導 ・ 助 成	0	125,436	125,436	0	125,436
	応 急 給 水 槽 維 持 管 理 等	0	955,000	955,000	0	955,000
	防 災 拠 点 の 整 備	0	987,558	987,558	0	987,558
	防 災 対 策 の 強 化	0	3,585,251	3,585,251	※1 710,737	2,874,514
	小 計	87人 905,245	8,130,647	9,035,892	※2 769,673	8,266,219
統 計 部	統 計 事 務	115人 1,011,390	1,388,882	2,400,272	2,020,797	379,475
人 権 部	人 権 対 策 事 務	29人 298,365	603,011	901,376	※3 75,697	825,679
計		1,322人 12,237,527	1,507,698,473	1,519,936,000	24,363,153	1,495,572,847

※1 歳入予算のうち、4,177千円は政策企画局に計上されている。

※2 他局所管事業への特定財源充当歳入（403,106千円）を除く。

※3 歳入予算のうち、4,846千円はオリンピック・パラリンピック準備局に計上されている。

4 債務負担行為（一般会計）

区分	所管部	事項名	本年度債務 負担期間 本年度債務 負担限度額	全体計画		前年度末 支出額	本年度以降 支出予定額
				期間	事業費(限度額)		
委託	総務部	都庁舎警備等 業務委託	千円 —	平成30年度 ～ 平成32年度	千円 2,471,488	千円 —	千円 2,448,015
工事	総務部	公文書館 改築工事	—	平成30年度 ～ 平成31年度	5,680,230	—	5,680,230
	人事部	職員住宅 改修工事	平成31年度 350,380	平成31年度	350,380	—	350,380
	行政部	大島支庁庁舎 改修工事実施 設計委託	平成31年度 ～ 平成32年度 56,758	平成31年度 ～ 平成32年度	56,758	—	56,758
		大島支庁職員 住宅改修工事	平成31年度 115,011	平成31年度	115,011	—	115,011
		大島支庁職員 住宅建築工事 設計委託	平成31年度 26,670	平成31年度	26,670	—	26,670
		三宅支庁庁舎 改修工事	平成31年度 91,486	平成31年度	91,486	—	91,486
		八丈支庁庁舎 改修工事	平成31年度 201,760	平成31年度	201,760	—	201,760

区分	所管部	事項名	本年度債務 負担期間 本年度債務 負担限度額	全体計画		前年度末 支出額	本年度以降 支出予定額
				期間	事業費(限度額)		
工 事	行政部	小笠原支庁庁舎 改修工事	千円 平成31年度 103,395	平成31年度	千円 103,395	千円 —	千円 103,395
		小笠原支庁 母島出張所 改修工事	平成31年度 51,714	平成31年度	51,714	—	51,714
		小笠原支庁 職員住宅 改修工事	平成31年度 221,796	平成31年度	221,796	—	221,796
	総合防災部	多摩広域防災 倉庫の整備	平成31年度 965,923	平成31年度	965,923	—	965,923
		防災センター 等改修工事	平成31年度 176,013	平成31年度	176,013	—	176,013
		(同上)	—	平成30年度 ～ 平成31年度	347,082	—	347,082
	計		—	—	8,388,218	—	8,388,218

5 特別区財政調整会計事業別調書

所管部	事業名	歳 出 予 算 額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政部	都区財政調整	千円 0	千円 1,022,777,000	千円 1,022,777,000	千円 1,022,777,000	千円 0

6 小笠原諸島生活再建資金会計事業別調書

所管部	事業名	歳 出 予 算 額			特定財源	一般財源
		人件費等	事業費	計		
行政部	小笠原諸島 生活再建資金貸付	千円 0	千円 372,000	千円 372,000	千円 372,000	千円 0

Ⅲ 部 別 事 業 概 要

総務部

総 務 部

総務部は、都庁全般及び局の総務事務、局の企画事務、庁内管理事務、条例の立案、法律の解釈、法律的意見の提示をはじめとする文書・法制事務、局の情報公開及び局の個人情報の保護に関する連絡調整事務、行政訴訟及び民事訴訟に関する事務、行政不服申立事件の審理・裁決及び東京都行政不服審査会に関する事務、公立大学法人首都大学東京の中期目標の策定、業務実績の評価及び運営の支援に関する事務、科学技術の振興に関する事務並びに他の局部等に属しない事務を処理している。

1 総務事務

局長会、各局総務課長会などの会議の庶務及びその他の連絡事務、局の人事、予算、会計事務のほか都議会との連絡に関する事務を行っている。

また、庁内の秩序維持、盗難及び火災の予防等に関する事務、東京都職員共済組合に関する事務などを処理している。

2 企画事務

局内各部にまたがる企画及び調整に関する事務を行うとともに、各局企画担当との連携により進めるべき事務を行っている。

これらのほか、尖閣諸島寄附金を国による島々の活用に関する取組の資金とするために設置した尖閣諸島活用基金について、地元自治体とも連携し、寄附者の志が活かされるよう国への提案等を行っている。

3 文書・法制事務

(1) 条例及び特命による文書の立案並びに文書の審査

	条 例 立 案	規 則 審 査	訓 令 審 査	告 示 審 査	規程、公告、雑報等
平成29年度	132 件	145 件	14 件	1,775 件	1,324 件

(2) 法律の解釈及び法律的意見に関する事務

各局の政策課題等に対し、問題点の洗い出しと整理を行い、法律的観点から具体的な解決策を提案している（平成29年度相談件数460件（損害賠償案件照会を含む。））。

(3) 公報発行及び官報報告

東京都公報を日曜日、土曜日及び休日等を除き、毎日発行するほか、官報報告に関する事務を行っている。

なお、東京都公報については、全文を東京都ホームページ上で情報提供している（過去5年分）。

(4) 令規集の編集

条例、規則、訓令並びに重要な告示及び通達等を東京都令規集に収録し、加除整理している。

なお、例規法令検索システムにより、T A I M S 端末で職員が東京都条例等、国の法令等及び判例を検索することができ、東京都ホームページ上では東京都の条例等を検索することができる。

(5) 公印の管理等

都印、知事印、副知事印、総務局長印等の管理及び押印並びに公印の新調、改刻等を行っている。

平成29年度	知事印等の押印		公印新調	公印改刻
	27,997件	118,573部	5個	57個

(6) 印刷物及び図書類の取扱い

- ア 知事部局で作成する印刷物については、軽易なものは局又は所の庶務主管課長（総務局にあっては文書課長）が、重要なものは文書課長が協議を受け、登録を行っている。
- イ 知事部局で購入する図書類のうち、高額図書類については文書課長が協議を受け、登録を行っている。定期購読図書類及び一般図書類については、局又は所の庶務主管課長（総務局にあっては文書課長）が登録を行っている。

(7) 文書の收受、配布等

- 文書配送センターを設置して、本庁到達文書を收受し、各局部等に搬送機を使って配布するとともに、都及び各区市間の文書の交換業務を行っている。
- また、局内文書の郵便による発送を行っている。

平成29年度	受領郵便物（通）		
	通常	書留等	計
	2,137,356	169,262	2,306,618

(8) 文書に関する管理改善、調査及び指導

- 文書（電子文書を含む。）の管理、保管、保存及び文書事務の改善に関する調査及び指導を行っている。

(9) 局の情報公開に係る連絡調整等

- 情報公開に係る局の窓口として、情報公開についての案内及び相談並びに公文書の開示等に係る連絡調整等を行っている（平成29年度開示件数463件、一部開示90件、非開示7件、不存在33件、その他22件）。

(10) 局の個人情報の保護に係る連絡調整等

- 個人情報保護制度に係る局の窓口として、個人情報保護制度の案内及び相談並びに個人情報の開示及び訂正等に係る連絡調整を行っている（平成29年度開示件数3件、非開示1件、不存在1件）。

4 公文書館

公文書館は、庁内の公文書類及び刊行資料その他都政資料を収集及び保存し、行政利用に供するとともに一般に公開している。

また、公文書を中心に江戸・東京の史料の編さん刊行事業を行っている。

(1) 公文書等の収集、整理、保存、閲覧

各局主務課から公文書等の引継ぎを受けている（平成29年度引継14,432件）。このほか、庁内刊行物及び都政関連資料類を収集及び保存している（平成29年度1,273冊）。

また、原本保護、記録内容保存のため、所蔵資料のマイクロフィルム化を行うとともに、利用頻度の高い文書等や原本による閲覧が困難な資料等の電子画像化に取り組んでいる。

(2) 編さん刊行及び広報事業

都の史料編さん事業は、旧東京府・東京市の事業を継承して今日に及んでおり、「東京市史稿」(既刊11篇182巻、索引2巻、附図40点)、「都史資料集成」(全12巻)、「都史資料集成Ⅱ」(既刊5巻)、「東京都行政資料集録」(既刊61冊)及び「都史紀要」(既刊42冊)の刊行や、館所蔵史料の復刻を行っている。

また、「公文書館だより」や当館ホームページにおいて、館所蔵資料や刊行物、企画展示などの紹介を行っている。

(3) 公文書、資料等保存状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	種 類	数 量
公 文 書	東京府・市文書 (国指定重要文化財)	約34,500冊 (33,807点)
	東京都文書	約936,300件
資 料	資料図書	約13,300冊
	庁内刊行物	約69,600冊
史 料	江戸・明治期の地誌等	約8,000冊
絵 図 ・ 地 図	江戸図・東京の地図類	約1,500点
マイクロフィルム	東京都文書	22,436リール
	東京府・市文書、史資料	17,272リール
D V D	東京府・市文書他	2,632枚

5 訴訟関係事務

(1) 行政訴訟

都知事又はその所轄の行政庁の処分について不服のある者が提起する抗告訴訟や、都の職員の財務会計行為が違法であるとしてその差止・取消・確認・損害の回復を求めて都民が提起する住民訴訟を処理している。

その事件の内訳は、下記のとおりであるが、主な事件としては、京王線連続立体交差事業認可取消請求事件、オリンピック・パラリンピック選手村に係る住民訴訟等がある。

<係属事件の内訳>

平成30年 3月31日現在 計67件	都市計画・収用 ・損失補償	税 務	住民訴訟	情報公開	その他
	22件 (32.8%)	1件 (1.5%)	12件 (17.9%)	2件 (3.0%)	30件 (44.8%)

(2) 民事訴訟

都を被告として提起される損害賠償請求事件、所有権確認・登記手続・境界確定等の不動産関係事件等の応訴事件、都を相手方として申し立てられる調停事件を処理するほか、不動産の不法占有排除や滞納債権回収などのため都が原告・申立人等となってする出訴・申立事件を処理している。

その事件の内訳は、下記のとおりであるが、主な事件としては、国歌斉唱時不起立を理由とする嘱託員等不採用に関する損害賠償請求事件、固定資産税等の徴収に係る国家賠償請求事件等がある。

<係属事件の内訳>

平成30年 3月31日現在 計123件	損害賠償請求	不動産関係	調 停	都出訴・申立	その他
	103件 (83.7%)	4件 (3.3%)	2件 (1.6%)	5件 (4.1%)	9件 (7.3%)

6 行政不服申立て関係事務

都知事又はその所轄の行政庁等の処分又は不作為について不服のある者が、簡易な手続により、都知事に対して行う行政上の不服申立てについて、審査庁として裁決に関する事務及び審理員として審理手続に関する事務を処理するほか、東京都行政不服審査会に関する事務を処理している。

行政不服申立ての根拠法である行政不服審査法は、平成26年法律第68号（平成28年4月1日施行）により、全部改正され（以下、この項において、「新法」といい、改正前の行政不服審査法を「旧法」という。）、これまでの「処分をした行政庁（処分庁）又は不作為に係る行政庁（不作為庁）に対して行う異議申立て」を廃止し、原則として最上級行政庁に対して行う「審査請求」に一元化するとともに、処分に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うことを定めた。さらに、裁決の客観性・公正性を高めるため、地方公共団体の長の附属機関として設置される「行政不服審査会」への諮問を原則として義務付けることとした。

平成29年度の新法における行政不服申立ての発生事件数は677件であり、発生事件数と平成28年度からの繰越事件数285件を合わせた係属事件数は962件となっている。また、平成29年度中に完結した事件数は507件、平成30年度へ繰り越した事件数は455件となっている。

平成29年度中の発生事件の内容をみると、福祉・衛生関係、税務関係、情報公開関係の事件が多い。福祉・衛生関係においては、生活保護、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び児童相談所（一時保護等）に係る事件が、税務関係においては、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、個人事業税及び滞納処分に係る事件が、それぞれ多数を占めている。

<発生事件の内訳>

平成29年度 計677件	審 査 請 求				
	福祉・衛生	税務	情報公開	都市計画・ 区画整理	その他
	333件 (49.2%)	121件 (17.9%)	125件 (18.4%)	63件 (9.3%)	35件 (5.2%)

なお、平成29年度の旧法における、平成28年度からの繰越事件数は711件、平成29年度中に完結した事件数は20件、平成30年度へ繰り越した事件数は691件となっている。

また、東京都行政不服審査会は、行政不服審査法第81条第1項及び行政不服審査法施行条例第3条の規定により設置された、法律・行政に関する有識者により構成される知事の附属機関であり、行政処分等に係る審査請求について、審査庁である知事から諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして審査庁に答申を行っている。

平成29年度の東京都行政不服審査会の処理状況は、諮問件数190件、答申件数205件である。

なお、平成29年度の審査会への諮問件数190件のうち、生活保護に関するものが77件、精神障害者保健福祉手帳に関するものが27件、固定資産税・都市計画税に関するものが15件、特別児童扶養手当に関するものが12件、身体障害者手帳に関するものが10件、不動産取得税に関するものが9件、その他

が40件となっている。

7 和解、損害賠償額決定等の専決処分

地方自治法第180条の規定に基づき、次の事項についての知事の専決処分に関する事務及び議会への報告を行っている。

- (1) 都が提起する訴えであって、その訴訟の目的の価額が3,000万円以下のもの
- (2) 都が応訴した事件であって、その目的の価額が3,000万円以下のもの及び(1)の事件についてする和解
- (3) 法律上都の義務に属する損害賠償額の決定及び都を当事者とする訴訟上の和解以外の和解で、その額又はその目的の価額がいずれも3,000万円以下のもの

なお、平成29年度における損害賠償額決定の取扱事件は、以下のとおりであるが、主なものは自動車関係で、54.0%となっている。

<損害賠償額決定の内訳>

平成29年度	自動車	営造物	工事	その他
計237件	128件 (54.0%)	11件 (4.6%)	7件 (3.0%)	91件 (38.4%)

8 公立大学法人首都大学東京に関する事務

- (1) 公立大学法人首都大学東京の概要

ア 設立年月日

平成17年4月1日

イ 法人の目的

大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関、産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活及び文化の向上に寄与することを目指す大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

ウ 主な業務の範囲

- (ア) 首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校を設置し、これを運営すること。
- (イ) 学生に対して、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (ウ) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (エ) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (オ) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

エ 都の出資額

約1,479億円（土地 約860億円、建物 約619億円）

- (2) 中期目標の策定

中期目標は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条及び第78条の規定により、設立団体の長である知事が、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に示すものである。また、中期目標を定めようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

公立大学法人の中期目標期間は6年間と定められており、公立大学法人首都大学東京の第3期中期目標（対象期間：平成29年度から平成34年度まで）では、重点目標として、①グローバル化が進む中での、大都市課題を解決する人材の育成・輩出と、卓越した研究の推進、②変化し続ける社会

からの要請への的確な対応と、それを支える基盤の強化、③東京都が設立した高等教育機関ならではの教育研究を推進し、東京の未来へ貢献、の3点を挙げている。

(3) 業務の実績に関する評価等

東京都が設立した地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うため、知事の附属機関として東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置されている。評価委員会には専門的事項を分掌させるため3つの分科会が置かれており、公立大学法人首都大学東京の業務の実績に関する評価等については、公立大学分科会が処理している。

評価委員会は、各事業年度及び中期目標期間における法人の業務の実績について評価し、評価結果を法人に通知するとともに、知事へ報告する。知事は、評価委員会から報告を受けたときは、議会に報告しなければならない。

(4) 運営費交付金

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人首都大学東京に対し、設立団体である東京都から財源措置として運営費交付金を交付している。運営費交付金は、2つに大別され、通常の法人運営の財源に充てるために交付される標準運営費交付金と、特定の期間に限定される事業、あるいは法人職員の退職金等年度の事情により経費が変動する事業の財源に充てるために交付される特定運営費交付金があり、それぞれ一定のルールのもとで運用している。

ア 標準運営費交付金

標準運営費交付金については、法人による自律的な経費削減の取組を促し、経営の効率化を図るため、第3期中期目標期間（6年間）を通し交付する額を毎年1.0%ずつ削減する効率化係数を設定している。

イ 特定運営費交付金

特定運営費交付金は使途目的を特定した交付金で、毎年度所要額を算定して交付されており、目的外に使用することができない。

(5) 連携事業の推進

公立大学法人首都大学東京が都のシンクタンクの機能を果たし、都政とのパートナーシップを確立するため、各局及び都の試験研究機関との連携事業として、共同研究や人材育成など様々な事業を推進している。平成29年度は、15局と92事業を実施した。

9 科学技術の振興に関する事務

総務局総務部は、科学技術振興を目的として国において毎年4月に設定される科学技術週間に関することなど、都における科学技術の振興についての全庁的な所管窓口となっている。

復興支援対策部

復興支援対策部

復興支援対策部は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県に対する人的支援をはじめとする被災地支援と、都内に避難された方々の支援を各局と連携して行っている。

1 組織

被災地支援を担当する「被災地支援課」（被災県に設置している現地事務所を含む。）と都内の避難者支援を担当する「都内避難者支援課」からなる。

2 被災地支援課の業務

(1) 被災地支援対策の企画・調整

全庁を挙げた被災地支援を推進するため、都が行う被災地支援対策の総合調整等を行っている。

ア 現地事務所、庁内における情報の共有化

各現地事務所からの業務報告を各局等へ情報提供するとともに、派遣実績等を集計しホームページに掲載するなど、被災地支援にかかる情報を収集、提供している。

イ 被災地のニーズに即した支援策の企画、調整

現地事務所からの情報等を活用して、各局の支援事業を一層推進するとともに、現地ニーズに即した支援策を企画、調整している。

(2) 人的支援をはじめとする被災地への支援の実施

現地事務所において的確な情報収集に努めるとともに、各局等と連携して、現地ニーズに即した効果的な支援策を講じている。

ア 被災自治体からの要望等への対応と調整

被災自治体や全国知事会、全国市長会等から寄せられる要望等への対応について、各局等との調整を行っている。

イ 被災地が必要とする各種支援策の実施

被災地が必要とする人的支援など、各種支援策を迅速に実施するとともに、都職員による被災自治体への中長期派遣の安定的運用を図っている。

3 被災地支援に関する主な取組

(1) 現地事務所の設置

	職員構成	事務所所在地
岩手県・宮城県事務所	課長級 1 名、課長代理級 2 名	仙台市青葉区 (宮城県自治会館 2 階)
福島県事務所	部長級 1 名 (※)、課長級 1 名、課長代理級 1 名	福島市中町 (福島県自治会館 8 階)

※ 復興支援対策部長が兼務

(2) 被災地支援対策連絡会議の設置（平成23年4月6日）

全庁的な運用体制として、被災地支援対策連絡会議と被災地支援対策連絡会議幹事会を設置している。

(3) 人的支援の実施

ア 職員派遣

被災地の復旧・復興にあたり、専門知識を有する技術職員や行政経験豊富な事務職員など都職員を地方自治法第252条の17に基づき、中長期で派遣している。

平成30年8月1日時点派遣人数61名（熊本派遣5名を含む。）

※任期付職員派遣は平成29年8月末に任期を終了し、派遣終了

イ 被災自治体による任期付職員採用の取組を支援

被災自治体における任期付職員採用の取組に対して、説明会会場の提供や広報等に協力することで支援を行っている。

【参考：これまでの派遣状況等（平成30年8月1日現在）】

(ア) 東日本大震災

延べ3万名を超える都職員を被災地に派遣している。

- ・救出救助・福島原子力発電所放水活動等
警視庁（24,928名）、東京消防庁（3,302名）
- ・医療等支援（2,329名）：東京DMAT、医療救護班、薬剤師班など
- ・避難所運営等支援（4,104名） など

(イ) 熊本地震

延べ1,476名を被災地に派遣している。

- ・救出救助等（385名）：特殊救助隊隊員、広域緊急救助隊隊員など
- ・医療等支援（221名）：医師・保健師、東京都こころのケアチームなど
- ・災害応急復旧支援（160名）：水道施設の復旧支援、下水道施設の復旧支援など
- ・技術等支援（131名）：り災証明発行支援、応急危険度判定員など
- ・都と連携して支援している他機関等（543名） など

(4) プロジェクト型支援の実施

ア 風化防止への取組

- ・ホームページやツイッターによる情報発信とともに、復興の現状を伝え支援の継続を呼びかける都民向けイベントの開催

イ 「ふくしま⇄東京キャンペーン」の展開

平成24年5月から鉄道事業者など様々な団体と連携し、風評被害払拭に向けて、福島県産品の販売と観光PR、専用ポータルサイトでの情報発信を継続的に展開している。

- ・福島産直市等の開催（都内主要駅や都イベント等で県産品の販売と観光PR）
- ・被災地応援ツアー（福島県への宿泊または日帰り旅行について助成）

ウ スポーツ・芸術文化を通じた支援

- ・被災地と東京を結ぶ「未来（あした）への道1000km縦断リレー」などの開催
- ・ヘブンアーティストの派遣、アートプログラムなどの参加交流型イベントの実施

(5) その他の支援

ア 東日本大震災

(ア) 物的支援

毛布約17万枚、アルファ化米約26万食、調整粉乳約1万缶、紙おむつ、医薬品 など

(イ) 義援金の贈呈

都民等：約8億7千万円、都職員：約1億6千万円

(ウ) その他

都内火葬場への遺体の受入れ（860体） など

イ 熊本地震

(ア) 物的支援

毛布4千3百枚、給水袋4万袋、簡易トイレ2千個、弾性ストッキング3千足

(イ) 義援金の贈呈

都民等：約7千万円、都職員：約1億1千万円

(ウ) その他

被災ペットの受入れ など

【参考：被災地の人的被害、住家被害の状況】

	人的被害（単位：人）			住家被害（単位：棟）		
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
岩手県	5,140	1,116	211	19,508	6,571	18,985
宮城県	10,564	1,225	4,148	83,003	155,130	224,202
福島県	3,811	224	182	15,224	80,803	141,044
熊本県	266	0	2,735	8,658	34,490	154,142

（岩手県、宮城県、福島県は平成30年3月7日現在、熊本県は平成30年8月14日現在）

4 都内避難者支援課の業務

(1) 都内避難者支援対策の企画・調整

東日本大震災で被災された方に対する都内施設での受入れを、各局や区市町村、また被災自治体と連携して実施するとともに、被災自治体における復旧・復興の進捗状況や都内避難者のニーズを把握し、都内避難者支援対策についての企画・調整を行っている。

【参考：都内避難者数】 4,786名（平成30年7月12日現在）

(2) 避難者の受入れ

平成23年3月17日から、都営住宅や民間施設等を活用して、避難者の状況に応じた受入れを行っている。

【参考：これまでの受入実績】

ア 緊急避難施設への受入れ

施設名	開設期間	最大受入人数
東京武道館	平成23年3月17日～4月24日	362人
味の素スタジアム	平成23年3月17日～5月22日	187人
東京ビッグサイト	平成23年3月22日～4月24日	162人

イ 二次避難施設への受入れ

施設名	開設期間	最大受入人数
グランドプリンスホテル赤坂	平成23年4月9日～6月30日	788人
東京セントラルユースホステル	平成23年4月3日～7月15日	58人
都内ホテル・旅館等	平成23年4月24日～12月15日	549人
都職員共済組合施設	平成23年3月18日～7月31日	158人

ウ 応急仮設住宅への受入れ

施設名	開設期間	受入人数
都営住宅、国家公務員宿舎等	平成23年4月1日～	725人
民間賃貸住宅	平成23年6月20日～	123人

(平成30年6月末現在)

(3) 避難者の支援事業の実施

都内避難者の支援について、各局や区市町村等、また被災自治体と連携して、都内避難者情報の把握、分析及び都内避難者が必要とする情報の収集、提供等を実施している。

ア 都内避難者情報の把握と活用

都内避難者に係る基礎データについて、総務省の全国避難者情報システム、都受入施設把握情報等を一元的に整理・管理するとともに、必要な情報を区市町村や被災自治体に随時提供している。

イ 都内避難者に対する情報提供

都内避難者に対し、都、区市町村及び被災自治体等の各種支援情報を定期便(月1回郵送)や、ホームページ、都内避難者相談拠点等で提供している。

ウ 都内避難者に対する相談拠点の運営等

飯田橋セントラルプラザ内に、「都内避難者相談拠点」を設置し、避難者の方からの相談に応じるとともに、被災県等関係機関と情報共有会議を開催している。

エ 「ふるさと復興の今が分かるツアー」の実施

都内避難者が地元である被災地に赴き、復興の状況を実際に見るとともに、地元自治体職員と意見交換し、避難者同士の交流の機会となるツアーを実施している。

オ 被災自治体等と連携した支援

被災県と避難者受入都県による連絡会議等で今後の支援の方向性について検討や調整を行うほか、被災県や被災市町村が都内避難者に対して行う説明会等の開催協力を行っている。

行政改革推進部

行政改革推進部

行政改革推進部は、行政改革に係る総合的な企画及び調整並びに都政改革本部等の運営に関する事務、東京都監理団体に対する指導監督の総合調整事務、包括外部監査制度、地方分権改革の推進に関する事務を行っている。

1 行政改革に関する事務

(1) 2020改革

都は、平成29年4月から、「都民ファースト」、「情報公開」、「賢い支出（ワイズ・スペンディング）」の改革の3原則に基づき、これまでの組織、制度、政策の全てを包括的に見直すことで東京の持続的発展を支える都庁の機能強化を図るため、「しごと改革」、「見える化改革」、「仕組み改革」の三つから成る「2020改革」に取り組んできた。

平成30年3月に、この三つの改革のこれまでの取組の成果と、プランの計画期間である2020年度に向けた今後の進め方を示す「2020改革プラン」を策定した。また、毎年度、取組の成果をとりまとめ、追加すべき取組を本プランに取り入れていくことで、改革のバージョンアップを図っていくこととしている。

ア しごと改革

「職員」や「職場」のレベルから、職員の意識や行動、仕事の仕方、能力開発のあり方など、都庁の「しごと」を見直すことにより、意識改革、働き方改革、業務改革に取り組み、都庁の生産性の向上と職員のライフ・ワーク・バランスの実現を目指す改革。

特に、都庁における業務プロセスの抜本的な再構築を図る都庁BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）として、3つのレス（はんこレス（中間処理レス）・ペーパーレス・キャッシュレス）を推進するとともに、3つのレスを土台とした総務事務改革に取り組んでいる。

イ 見える化改革

各局等の主要事業について、適正な予算・人員・サービス水準となっているか、他により有効な政策がないかといった観点から分析・評価することで、その実態と課題の「見える化」を図り、局事業の自律的かつ総合的な見直しにつなげていく改革。

ウ 仕組み改革

「しごと改革」及び「見える化改革」から見いだされた成果や課題を基に、全庁的な「制度」や「仕組み」の改革を進めるとともに、ICTの利活用や監理団体の戦略的活用等を含めた執行体制の強化などに取り組む改革。

エ 施設サービス魅力向上プロジェクト

特に来場者・来園者の多い都民利用施設（公園・動物園、文化施設及びスポーツ施設）を対象に、多様な利用者の視点により点検・評価を行い、必要な改善とサービス品質の向上を通じて、施設の魅力向上を目指すプロジェクト。

なお、その他の都民利用施設においても、本プロジェクトの成果等を活用していくこととしている。

(2) 都政改革本部等の運営に関する事務

平成28年9月から、都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため、知事を本部長とし、副知事及び各局の局長等を本部員とする「都政改革本部」を設置した。

平成30年4月から、「都政改革本部」の下、各局の改革の進捗管理や、改革案の検討の深度化等を図るため、副知事を部会長とする「推進部会」を設置した。

また、平成30年6月に、「2020改革プラン」の改革の進捗等取組について、外部有識者からの客観的な意見や助言を取り入れ、プランのPDCAサイクルを着実に運用していくため、「都政改革アドバイザリー会議」を設置した。

当部は、「都政改革本部」及び「都政改革アドバイザー会議」の事務局として、運営を行っている。

(3) 地方独立行政法人制度に関する事務

平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、試験研究、大学の設置や管理、地方公営企業相当事業の経営等の一定の業務について、効率的・効果的に業務の運営を行わせるため、地方公共団体が法人を設立できることとなった。

都では、平成17年4月に都立の大学の地方独立行政法人化を行い、公立大学法人首都大学東京を設立するとともに、平成20年4月に都立の高等専門学校の運営を同法人に移管した。また、平成18年4月には地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターを、平成21年4月には地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立した。

当部では、地方独立行政法人制度に関する企画・調整及び各法人の中期目標策定に当たって意見を述べることなどを所掌する東京都地方独立行政法人評価委員会の庶務を所管している。

(4) 指定管理者制度に関する事務

平成15年6月に地方自治法が一部改正され、「公の施設」の管理・運営に民間事業者等の参画が可能となる「指定管理者制度」が創設された。

都においては、平成18年4月から本格的に制度を導入している。

本制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政の効率化等を図ることを目的とするものであり、円滑な制度の導入や運用及び指定管理者の適切な評価が図られるよう、当部において全庁的な支援・調整を行っている。

(5) 行政手続に関する事務

行政手続法及び東京都行政手続条例に基づき、処分、行政指導及び届出に関する公正・透明・迅速な行政運営を推進するための企画及び各局に対する指導を行っている。

(6) 業務改善に関する事務

都は、平成28年9月の第1回都政改革本部会議の取組方針を受け、全庁的に自律改革の取組を開始した。

自律改革とは、「都民ファースト」、「情報公開」、「賢い支出（ワイズ・スペンディング）」という改革の3原則に照らし、現行の政策、施策、事務事業、予算、仕事のやり方等を各局が自律的に見直す取組であり、平成29年度末までに、業務改善を中心に646項目の取組を着実に推進してきた。

また、(1)アの「しごと改革」を推進する中で、都庁の生産性の向上と職員のライフ・ワーク・バランスの実現の観点からも必要な業務改革を推進している。

なお、職員表彰制度の業務改革部門において、職員から都民サービスに関する改善、公務能率の向上等に関する取組を募り、優良なものに対し知事表彰を実施している。

2 東京都監理団体に関する事務

(1) 監理団体に対する指導監督の総合調整事務

東京都監理団体とは、都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要がある団体である。当部では、監理団体の設立目的とその活用メリットを十分に達成・発揮し、自律的経営を促進するため、監理団体に対して各局が行う指導監督の総合調整を行っている。

(2) 監理団体の経営目標評価に関する事務

監理団体の経営責任及び都としての指導監督責任を明確にする目的で、団体自らが経営目標を設

定し、その達成度を評価する経営目標評価制度を実施している。

平成29年度から、外部専門家から意見を聴くことで、より一層の経営改善に資する目標設定及び評価がなされるよう、「東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会」を設置している。

平成30年度からは、各団体の2020年までの3年間で重点的に進めていくべき経営改革の取組を示す「東京都監理団体経営改革プラン」を本制度の評価対象に位置付け、運用している。

(3) 監理団体改革に関する事務

平成29年度の都政改革本部会議において、監理団体、監理団体を所管する各局等及び制度を所管する総務局の三者が進めていくべき改革を、監理団体改革の実施方針として取りまとめ、同方針に基づき、監理団体の戦略的活用に向けた取組を進めている。

3 外部監査に関する事務

外部監査制度は、地方公共団体が実施する事務事業に対するチェック機能の充実のため、監査機能の強化を図る観点から地方自治法の改正（平成9年6月）により導入されたものであり、地方公共団体がその組織に属さない弁護士、公認会計士等の高度な専門知識を有する者と外部監査契約を締結し、その監査を受けるものである。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があり、このうち、包括外部監査は、平成11年度から、都道府県、政令指定都市及び中核市において実施が義務付けられており、東京都においても同年度から実施している。

包括外部監査契約は、知事が毎会計年度、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経て契約を締結する。

4 地方分権改革の推進に関する事務

地方分権改革は、国と地方の役割分担を見直し、地方自治体が、地域の実情に応じて自らの判断と責任において主体的に施策を展開し、地方が持てる力を発揮することにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための取組である。

平成5年に衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」が行われて以降、2次にわたる地方分権改革において、機関委任事務制度の廃止や国の関与の法定化、国から地方への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）などの改革が一括法等により具現化された。

平成26年からは、個々の地方自治体等が地方分権改革に関する提案を行い、内閣府がその実現に向けて関係府省と調整を行う「提案募集方式」が導入され、地方の発意に根差した新たな取組が推進されている。当部では、都の課題を解決し施策を推進させるため、各局と連携して、同方式を活用した提案を行っている。

また、全国知事会、関東地方知事会、九都県市首脳会議等と連携を図りながら、国に対して、地方の自主・自立につながる真の地方分権改革の実現に向けた提案・要求を行っている。

情報通信企画部

情報通信企画部

情報通信企画部は、都庁全体のICTの中央管理部門として、ICTを利活用した都民サービスの向上・業務の効率化に取り組むとともに、区市町村等と連携した電子自治体の構築や地域情報化の推進を行うなど、東京都全体の高度情報化の推進を担っている。こうした高度情報化を支える庁内ネットワーク及び共通基盤システムなどの保守・運用管理、技術支援、電子情報処理に係る企画、調整及び指導等、情報セキュリティ対策、ICT人材の育成などを行っている。

また、平成22年3月から毎年度、都のサイバーセキュリティポリシー等に基づく対策をより確実に実施するため、ISO規格に基づくISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けている。

1 情報通信施策の推進

情報通信企画部では、平成29年12月に「東京都ICT戦略」を策定し、ICTを活用した東京の概ね5年後の姿と施策展開を示すとともに、情報通信技術を都の事業運営に有効かつ適切に利活用していくため、庁内各局をはじめ、国、民間事業者等との連絡・調整を行うほか、行政改革部門と連携した庁内業務のICT化と既存システムの見直しを進めている。

2 電子情報処理に係る企画、調整及び指導等

各局が所管する情報システムについて、予算見積もり時のヒアリングの実施等を通じて、システム開発、運用管理、ICTを活用した業務改善への取組、環境負荷の低減を踏まえた情報システム機器の調達等に関して、適正な運用形態及び経費となるよう各局調整・指導を行っている。

契約については、システム設計、プログラム作成、データ入力等の委託や情報処理機器の借入れ・買入れについて、事前協議による内容精査及び契約報告による結果確認等を行うことにより、契約処理の適正化に努めている。

システム開発及び運用にあたっては、システムの有効性、適切性及び安全性の確保及び向上を目的とした「システムアセスメント制度」に基づき、システム評価を実施している。

また、ICTと業務改善が一体となったスリムで効率的な行政を目指すため、業務・情報システム最適化計画に基づき、全庁横断的な視点で経費の適正化や業務の効率化に向けた取組を推進している。

3 情報システム基盤等の保守・運用管理及び技術支援

情報通信企画部は、都庁の業務遂行に係るシステム基盤の保守・運用管理や技術支援を行っている。

(1) TAIMS（東京都高度情報化推進システム）の保守・運用管理

TAIMSは、都の内外における情報交換や協働の取組、また、庁内組織の壁を越えた情報共有による質の高い行政運営を実現するための基盤であり、情報の収集、加工及び共有の手段を提供するシステムとして、概ね職員1人に1台の端末を配備している。

TAIMS端末は、一般のパソコンとしての機能のほか、電子メール、電子掲示板、スケジュール管理の機能を有し、これらを活用することで職員や組織の仕事の効率化を図っている。その他にも、財務会計システム、e-人事システム、庶務事務システム、カードシステム、文書総合管理システムなどの業務システムの端末としても利用している。平成21年度に都立学校の教員への端末配備を実施し、TAIMS端末台数は約49,000台となっている（平成29年度末現在）。

TAIMSはインターネット等にも接続しており、不適正利用防止やセキュリティ対策を十分に講じた上で、ホームページの閲覧や外部との電子メールのやりとりを通じて、都民・事業者及び他の行政機関との円滑な情報交換を実施している。

(2) 内部認証システムの保守・運用管理

内部認証システムは、職員が都庁内の各種業務システムを利用する際の認証やユーザ管理機能等

を提供している。

現在、内部認証システムは、財務会計システム、eー人事システム、庶務事務システム、カードシステム、人事・給与システムなど、基幹24システムで利用されている。

(3) 庁内ネットワークの保守・運用管理

庁内ネットワークは、本庁舎内及び本庁舎と約600ヶ所の事業所を接続するネットワーク並びに事業所内ネットワークで構成され、インターネットや総合行政ネットワーク（L G W A N）などの外部ネットワークとも接続をしている。

これら庁内ネットワークの保守・運用管理及び各局への技術支援・相談を行っている。

(4) 東京都カードシステムの保守・運用管理

カードシステムは、都庁本庁舎における、出退勤確認、徹夜勤務・休日出勤登録、会議室予約、個別空調予約、カード発行管理の5つのサブシステムから構成されており、このシステムの保守・運用管理を行っている。

(5) 社会保障・税番号制度の企画調整及び基盤システムの整備

番号制度の全庁的な企画調整を行うとともに、都庁内の番号利用事務において情報提供・照会を行うための基盤システムの整備を行っている。

また、国・関係機構・区市町村等との連絡や情報交換、調整を行っている。

(6) 中央コンピュータ室の保守・運用管理

都庁本庁舎に、入退室管理装置、監視カメラ、無停電電源、免震床等の設備を備えたセキュリティの高い中央コンピュータ室を設置し、機器の集中設置による運用の効率化、情報資産の保護を図っている。

中央コンピュータ室には、共通基盤システム及び庁内ネットワーク関連機器の他、各種業務システムを収容している。また、平成27年度より収容システム等の拡大を図っている。

(7) 情報システム技術に関する指導・支援

情報システムの開発・運用及び円滑なシステム連携を図るため、最新の情報技術やセキュリティ技術の動向を注視し、システムへの適用方法等の調査を行うとともに、情報システム関連の技術向上に関する総合的な調整・支援及び相談対応を行っている。

(8) システム基盤の計画的な更新

T A I M Sをはじめとするシステム基盤は、構築から年数を経過しており、将来にわたる安定的な運用を確保するためには、計画的な更新が必要となっている。

そこで、多様化する業務ニーズやI C T技術の進展なども踏まえ、業務効率化の一層の推進や情報セキュリティの更なる強化を図るため、T A I M S、内部認証システム、庁内ネットワーク及び中央コンピュータ室の4つのシステム等を対象に、平成24年度から平成31年度までの8年間で、計画的かつ一体的な再構築を行っている。

平成26年度には、新たなグループウェアによるT A I M Sの運用を開始し、庁内ネットワークの更新を行った。

(9) 情報セキュリティ対策

システムを所管する組織や利用する職員が遵守すべき基準である「東京都サイバーセキュリティポリシー」に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を推進している。

加えて、情報セキュリティ事故や標的型メール等のサイバー攻撃による情報漏えい等を未然に防

止するため、研修等を通じ、職員や関係者一人ひとりの意識向上を図るとともに、セキュリティ対策を担う人材を育成していく。

また、平成28年度に東京都CSIRT（※）を設置し、都庁全体のセキュリティ対策を推進するとともに、サイバー攻撃などの事象を統括し、事態に即応した指導指示を行うなど、サイバーセキュリティ対策の強化を図っている。

※CSIRT (Computer Security Incident Response Team) : 情報セキュリティにおける事故等の対応を行うチーム

4 区市町村等と連携した電子自治体の構築や地域情報化の推進

(1) 区市町村等と連携した電子自治体の構築

都は、区市町村とともに「都区市町村IT推進協議会」を設置し、都区市町村の連携の下、地域情報化施策等に関する情報交換、連絡調整等を行い、電子自治体の構築を推進している。

また、電子手続による幅広い都民サービスを提供するため、「東京電子自治体共同運営協議会」を設置し、都及び区市町村等が連携して「東京電子自治体共同運営システム」を運営することにより、電子申請及び電子調達サービスを実施している。平成27年度から第三期サービスの提供を開始し、更なる機能拡充を図っている。

(2) 地域情報化の推進

情報通信格差の著しかった小笠原村について、平成23年3月に海底光ファイバーケーブルを整備し、超高速ブロードバンド、地上デジタル放送をはじめ、遠隔医療、電子申請などの公共サービスを実現した。さらに、「東京都離島振興計画（平成25年度～平成34年度）」に基づき、超高速ブロードバンド環境が未整備の島しょ5村（利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村）のインターネット等利用環境の改善に向け、都は、村及び通信事業者等による検討会を設置した。その後、平成26年12月に策定した東京都長期ビジョンにおいて、全島しょ地域で超高速ブロードバンドサービスの提供を目標として掲げ、海底光ファイバーケーブルの整備を進めている。

(3) 自治体情報セキュリティクラウドの保守・運用管理

自治体情報セキュリティクラウドは、都及び区市町村のインターネットを介した通信を集約し、メールやウェブ閲覧を安全に行うために必要な機器や設備を統合したシステムである。同システムにより、セキュリティ対策機能を共同利用することで、インターネット通信時のセキュリティ水準を確保・維持するとともに、不正な通信の早期検知、対策の実施により被害の拡大防止を図っている。平成28年度に構築及び運用を開始し、平成29年度から全区市町村（都を含め63団体）が利用している。

5 電子申請の利用促進

都はこれまで、平成16年4月に「東京都電子申請基本方針」を策定し、各種手続の電子化を進めてきた。平成22年3月には、「電子申請の利用促進に向けた取組方針」を策定し、利用率の向上を図ってきた。

そして、平成30年5月に行政手続を含めた電子申請の一層の充実・拡大を図っていくことを目的として、「電子申請の利用促進に向けた取組方針」の全面改正を行い、行政手続等の原則オンライン化を推進している。

6 ICT人材の育成

情報通信技術の利活用を通じた都民サービスの向上や、都の情報化を着実に推進するために、全庁の職員を対象に、各局のニーズに即した体系的かつ効果的な人材育成事業を展開している。

人 事 部

人 事 部

人事部は、任命権者としての知事が権限を有する職員の任免・服務・分限・懲戒・定数・人材育成等人事管理全般についての企画、実施、調整の事務を行っている。なお、都全体の人事事務の一貫性を保つため、他の任命権者に対しても各種の総合調整を行っている。

また、職員の基本的勤務条件である給与・勤務時間等の諸制度の検討、職員団体及び職員の労働組合に関する窓口事務、その他職員の労務管理に関する事務並びに職員が職務に専念できるようにするための福利厚生、安全衛生（健康）管理、公務災害補償等を取り扱っている。

1 人事事務の実施及び調整

(1) 人事給与制度の見直し

職員の士気を高揚し、行政の効率的な運営を図るためには、状況変化に対応した人事給与制度の確立が必要である。

都においては、人事委員会の勧告及び報告等に基づき、制度全般の検討を行い、期末勤勉手当や地域手当、特殊勤務手当等の諸手当の見直し、新昇給制度の導入や級格付制度の廃止、採用や管理職選考・主任級職選考等の任用制度の改正、人事考課制度の見直しなど、能力・業績主義を推進する観点から人事給与制度を見直してきた。さらに、平成27年3月には「都庁 組織・人事改革ポリシー」を策定し、今後の組織・人事施策の具体的方向を示すとともに、複線型の行政系任用体系の推進などの取組を進めているところである。

また、制度の見直しに伴う、条例・規則等の制定及び改廃並びに解釈運用、総務省による地方公務員給与実態調査等の実施及び分析、職員給与に関する実態公表等も所管している。

今後とも、職責・能力・業績の処遇への反映をより一層推進するとともに、職員が自らの可能性に挑戦できるよう、将来に「展望」を持つことができ、自らの「選択」で核となる強みを育み、活かし、キャリアを切り拓くことのできる人事管理（制度・運用）を確立していく。

(2) 職員の任用

能力実証に基づく適材適所を旨として、各種の任用事務を処理している。

ア 幹部職員の異動

全局にわたり統一管理をしている。 (都全体)

平成30年4月1日現在 幹部職員数	3,199人	
29 年 度	異 動 数	1,453人 (採用は除く。)
	採 用 数	25人 行政職系7 医師・研究・医療福祉系18

※ 教員、警視庁、消防庁職員を除く。

イ 一般職員の異動等

(ア) 異動

平成18年9月に「職員の育成及び配置に関する方針」（平成6年12月制定）を廃止し、新たに制定した「人材育成に重点を置いた配置に関する指針」に基づき、主に新任期から課長代理昇任時に至る職員の育成と配置を行っている。具体的な配置手法として、効率的な業務執行体制の確保と職員の人事管理の適正を期すため、局間異動や局内異動を実施している。

なお、管理職選考A・B合格者については、取扱い基準を設け、将来の管理職としての視野を広め、資質の向上を図り、幹部として育成することを目的とした、派遣研修の実施及びローテーションによる異動を行っている。

一般職員局間人事異動等実施状況（平成30年4月1日付）

	局間異動
一般職員	560人
主任級職員	546
課長代理級職員	177
計	1,283

※ 医療福祉・技能労務系を除く。

(イ) 採用PR

毎年採用市場が変動する中で、真に東京都職員として相応しい人材を確保するため「都政の魅力」と「都庁の魅力」をこれまで以上に発信していくなど、東京都への就職希望者を質量ともに増やす取組を引き続き積極的に展開する。

(ウ) 採用の状況

人事委員会が実施する採用試験に合格した者について、職員の欠員状況などを考慮して採用し、各局の状況や本人の希望、適正などを踏まえて配置している。

また、昭和56年度から身体障害者の採用選考を実施し、平成29年度までに773名を採用しており、平成30年4月には32名を採用した。

職員採用状況（平成30年4月1日付）

	I類A	I類B	II類	III類	キャリア活用	任期付	計
事務	113人	428人		90人	40人	75人	746人
土木、建築、機械、電気	85	162	0	43	62		352
その他技術等	0	131	35	0	27		193
計	198	721	35	133	129	75	1,291

※ 人事委員会採用試験実施分（身体障害者採用選考を含む。）

(エ) 人事の刷新

昭和60年3月の地方公務員の定年制実施により、計画的な人事の刷新が行われるようになったが、引き続き行政効率の向上と、より一層の人事の刷新を図るため、各年度実施要綱を作成し、退職勧奨を行っている。

勧奨退職実施状況（知事部局等）

年度 区分	22	23	24	25	26	27	28	29
幹部職員	78人	66人	48人	66人	55人	45人	33人	26人
一般職員	118	161	170	97	118	65	61	79
計	196	227	218	163	173	110	94	105

(3) 人材育成としての職員研修

東京都は、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員に都民全体の奉仕者にふさわしい人格と教養を培わせること及び職務上必要な知識・技能を修得させることを目的とし、職員研修を実施している。

人事部は、「東京都職員人材育成基本方針」及び総務局長が策定する研修基本方針に基づき、計画的、組織的な研修を実施している。また各局が実施する局研修との有機的、一体的な連携を図る観点から、研修の計画及び実施に関する総合調整機関としての機能も担っている。

職員研修は、次に掲げる3本柱のメリットを組み合わせ、互いに機能を高める形で展開する。

ア 職場研修（OJT）

管理・監督者による部下職員の育成を推進するため講師養成研修を実施し、各職場におけるOJTの活性化・定着化の取組を推進しているほか、「OJTハンドブック」・「OJT通信」・「OJT推進掲示板」などにより、管理・監督者のみならず、一般職員全員へ職場研修の参考となる情報を提供している。

イ 職場外研修

(ア) 中央研修

都の全職員を対象に、各職層に必要な共通能力の開発と計画的な動機付けを行う研修、幹部人材の能力向上を図る研修、技術職員の能力向上を図る研修、実践的能力の開発に向けた研修、専門性の高いテーマに関する研修、各局研修の講師を養成する研修、対外交渉能力や政策形成能力の向上等を図る海外研修等を行う。また、制度所管部署が実施する実務研修に関する調整等を行う（P.66～68「平成30年度 中央研修計画 総括表」参照）。

(イ) 局研修

各局が所属職員を対象に、局の事務事業に即した能力の開発を進めるとともに、局固有の課題に関する実務的な研修を中心に実施する。人事部は、講師の養成、ビデオ等研修教材の作成・貸出、研修所施設の提供等、積極的な局研修の支援を行っている。

ウ 自己啓発

職員自らの主体的な能力開発・向上を支援・促進するため、以下の事業等を実施している。

(ア) 自己啓発支援制度の運用

(イ) サテライトセミナーの実施

(ウ) 自己啓発支援情報の提供

(エ) 職員ハンドブックの編集、発行

(4) 服務、分限、懲戒

全体の奉仕者として、公共の利益のため誠実に職務に当たるよう、機会あるごとに通達などにより自覚を促している。

職員がその職責を十分に果たし得ない場合には分限処分を行い、また法令若しくは服務義務に違反した場合には懲戒処分を行っている。

なお、処分の適正を期すため、「東京都職員懲戒分限審査委員会」を設置している。

(5) 表彰

「東京都職員表彰規則」に基づき、都政課題の解決に当たり顕著な功績を残した職員などを原則として年1回知事から表彰している。

このほか、都職員として永年にわたりその職務に精励し、都政に貢献した者に対して、年1回知事から感謝状を授与している。

平成29年度職員表彰実績

(件数)

職務に関して有益な研究を行い、又は有益な発明発見をした者	2
都政課題の解決に当たり、他に類例をみない顕著な功績のあった者	8
担当事務に熟達し、多年にわたって献身的に職務に精励した者	7
都民サービスに関する改善又は公務能率の向上に関して著しい貢献のあった者	8
その他の部門（特に優れた善行があった者等）	1
合 計	26

永年勤続感謝にあたりその職務に精励し、都政に貢献した者	4,043人
-----------------------------	--------

(6) 勤務時間、休日、休暇等

- ア 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する制度の検討を行っている。
- イ アの検討に基づく条例、規則、規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。
- ウ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく、東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン（東京都特定事業主行動計画）の実施に取り組んでいる。
- エ 超過勤務の縮減に関する基本指針に基づく取組を行っている。

(7) 旅費

- ア 旅費制度の検討を行っている。
- イ アの検討に基づく条例、規則、規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

(8) 被服

- ア 被服貸与制度及び制式に関する検討を行っている。
- イ アの検討に基づく規程等の制定及び改廃並びに解釈運用に当たっている。

(9) 職員団体及び職員の労働組合との交渉等

職員団体及び職員の労働組合と、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する交渉等を行っている。

(10) 厚生制度

ア 元気回復

(ア) 一般教養

職員の教養を広め、公務への認識と知識を深めるための一助として、職員の文化活動用に厚生室10か所を設けており、茶道・華道の練習等で利用している。

また、職員の体育活動用に、体育室、武道場、多目的スペースを設けており、バレーボール、卓球、剣道、空手等の練習で利用している。

(イ) 文化・体育

文化・体育活動を通じて、職員の元気回復・職務能率の向上等を図るため、東京都職員文化会、東京都庁体育会が組織され、次のような活動を行っている。

a 東京都職員文化会

音楽、美術、演劇等の6部門11部会に分かれて、常時、講習会・研究会等を開催するほか、毎年秋以降、日頃の研さん成果を発表する場として、総合文化祭を行っている。

b 東京都庁体育会

陸上、球技、武道等の6部門20部会に分かれて講習会、社会人競技会への参加、他都市との親善試合等を実施するほか、春・夏・秋・冬に職員体育大会を開催している。

イ 東京都職員互助組合（（一財）東京都人材支援事業団）

東京都職員互助組合は、職員の福利厚生を増進を図るため、条例により設置され、主に職員とその家族の慶弔等に関する互助給付事業、育児、介護、心身の健康づくり及び自己啓発の支援に関する事業、食堂等の施設運営事業、融資あっせん事業等を行っている。

なお、同互助組合の事務は（一財）東京都人材支援事業団が処理しており、当部は同事業団に対する指導監督等を行っている。

ウ 財形貯蓄制度

勤労者財産形成促進法に基づき、職員の計画的な財産づくりの促進を目的として東京都職員財産形成貯蓄制度が昭和59年9月から実施され、知事部局の加入数は約17,000件（平成30年3月）である。

(11) 安全衛生管理制度

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成・促進を目的として、下記の事項を行っている。

ア 安全衛生管理体制の整備

安全衛生事業執行責任者、衛生管理者、産業医等の管理体制を整備し、職場の安全衛生管理の円滑な推進に努めている。

総務局においては、産業医制度の確立、衛生管理者の養成、各種講習会及び保護具制度の充実等を行っている。

イ 職場の環境管理及び作業管理

職場の環境管理及び作業管理は、各職場を中心に実施されるが、総務局は、東京都安全衛生管理基本計画を策定し、施策の指針を示すとともに、環境改善、作業管理の適正化のための職場環境調査等により、技術的な援助・指導・相談等を実施している。

ウ 健康管理

健康診断等により、職員の健康状態を把握し、その結果に基づき、職員の健康保持・増進、健康障害発生の未然防止等に必要な措置を講じている。平成14年度から、医療との連携強化のため、健康診断を始めとして、以下の事業を東京都職員共済組合に委託している。

(ア) 健康診断

a 一般健康診断

- (a) 一般定期健康診断
- (b) 特定業務従事者健康診断
- (c) 海外派遣職員健康診断

b 特殊健康診断

- (a) 粉じん・塵埃業務従事者健康診断
- (b) 放射線業務従事者健康診断
- (c) 特定化学物質取扱業務従事者健康診断
- (d) 有機溶剤取扱業務従事者健康診断
- (e) その他

c その他の検診

- (a) 消化器健康診断
- (b) 乳がん検診・子宮がん検診
- (c) 大腸がん検診
- (d) その他

d 臨時健康診断

e ストレスチェック

(イ) 保健指導等による事後措置

健康診断結果により経過観察を要する者に対して、3次健診として生活指導等を行っている。

(ロ) 精神保健管理

精神保健相談、再発予防指導、職場復帰訓練、精神保健に関する啓発等を行っている。

(ハ) 健康相談

健康上の疑問や不安を持つ職員の相談に応じ、助言や援助を行っている。

(ニ) 健康教育・講習会

健康診断の結果、疾病予備群の職員に対し、生活習慣改善のための健康教育を行っている。

さらに、職場の健康管理についての理解を深めるために安全衛生管理者等を対象に講習会を行っている。

(ホ) 健康測定室

職員の自主的な健康管理と健康増進の目的で、第一本庁舎16階に開設している。

(キ) 職員の死亡及び病気休暇に関する調査

在職中の死亡及び15日以上病気休暇の取得について調査・分析し、健康管理の基礎資料としている。

(12) 公務災害補償制度

公務災害及び通勤災害補償

常勤職員の公務災害及び通勤災害については、地方公務員災害補償法が適用され、地方公務員災害補償基金が災害の認定及び療養補償・休業補償その他各種の補償を行っている。当部は、地方公務員災害補償基金への公務又は通勤災害認定請求提出に際し、知事の意見を付する事務を行うほか、これら職員の休業補償に対して、「東京都職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例」に基づき、付加給付を実施している。

また、非常勤職員については、「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づき、認定及び各種補償を実施している。

なお、平成29年度における知事部局の発生件数は、公務災害257件（うち非常勤19件）、また、通勤災害21件（うち非常勤3件）である。

(13) 社会保険

再雇用職員、各種相談員等非常勤職員及び再任用職員を対象に、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（再雇用・再任用職員のみ）への加入、脱退、被扶養者の申告等の事務並びに保険料の徴収及び支払等の事務を行っている。

(14) 職員住宅

ア 第二号住宅（災害対策職員住宅）

勤務時間外において、地震、災害等の非常事態が発生した場合、災害対策業務が円滑に遂行されるまでの間、発災初期における情報収集及び連絡応急活動を実施する態勢を確保するために必要な災害対策要員の居住の用に供するために設置している。

第二号住宅（災害対策職員住宅）の現況

（都庁本庁舎周辺）

（平成30年4月1日現在）

	規 模	所在か所	戸 数	使 用 料	
				指 定	選 考
家 族 住 宅	3DK～3LDK	7か所	128戸	—	51,300～77,700円
単 身 住 宅	1DK	2か所 (併設1)	96	—	26,500・27,100
計	—	8か所	224	—	—

（立川地域防災センター）

	規 模	所在か所	戸 数	使 用 料	
				指 定	選 考
家 族 住 宅	3LDK	1か所 (併設1)	40戸	—	56,200・58,700円
単 身 住 宅	1DK		25	—	21,000・22,700
計	—	1か所	65	—	—

イ 第三号住宅

地震、災害等の非常事態が発生した場合、円滑に災害対策業務を遂行するために入居の必要があると認められる者の居住の用に供するために設置している。

第三号住宅の現況

（平成30年4月1日現在）

	規 模	所在か所	戸 数	使 用 料
家 族 住 宅	2DK～3LDK	12か所	267戸	65,900～146,700円
単 身 住 宅	個室(19.91～27.87㎡)	7か所 (併設4)	555	31,100～56,400
計	—	15か所	822	—

2 組織・機構に関する事務

(1) 組織管理事務

事務事業を効率的に執行するためには、適正な組織機構の整備が必要である。

このため、地方自治法等の各種法令によって知事の権限とされている組織に関する次のような事務を行っている。

ア 知事部局等の組織に関する事務

(ア) 知事の権限に属する事務を分掌する組織（地方自治法第158条）として、東京都組織条例及び東京都組織規程により、局、部、課、事業所等及びこれらの分掌事務並びに局長等の職の職位・職責等を定めている。また、各職の事案決定権限を東京都事案決定規程により定めている。事業所の内部組織等については、各処務規程により定めている。

(イ) 会計管理者の権限に属する事務を処理する組織（地方自治法第171条）についても、東京都組織規程等で定めている。

(ウ) 課長代理等の設置及び廃止については、各局長が定めるが、全庁的な視点から調整を図るため、知事が承認することとなっている。

イ 行政委員会等事務局及び公営企業局の組織に関する事務

(ア) 行政委員会等事務局の組織については、地方自治法第180条の4の規定に基づき、知事の総合調整権として、課及び課相当以上の組織等の設置等について予め協議を受けるほか、組織について、その合理化、均衡保持のため必要な措置を勧告できることとなっている。

(イ) 公営企業局の組織については、主要職員の任免について、知事が同意権を保有しているが、それとの関連において個別に調整している。

ウ 東京消防庁の組織に関する事務

消防組織法（第10条）の規定に基づき、消防本部については、知事が組織を設置・廃止する。消防署の内部組織は知事が承認することとなっている。

(2) 附属機関に関する事務

広義の行政組織である審議会等の附属機関は、原則として各局において管理、運営しているが、昭和62年5月に「附属機関等設置運営要綱」を制定し、全庁的な観点から、附属機関の適正かつ効率的な運用を図るための指導・調整を行っている。

3 定数管理

事務事業の執行に必要な職務について、その内容を質・量にわたりの確に把握し、合理的な職員の数を決定している。

職員定数一覧（平成30年4月1日現在）

区 分		定 数
知 事 部 局 等		25,500
公 営 企 業		13,037
内 訳	交 通 局	6,655
	水 道 局	3,863
	下 水 道 局	2,519
計		38,537

4 人事システムの管理運用及び恩給・退職手当の支給

コンピュータによる人事システム（人事・給与・退職手当・非常勤報酬ほか）等の管理運用と恩給・退職手当の支給関連事務を担当している。

(1) 人事システム

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員を除く約130,000人（退職者を含む。）について人事記録を行い、人事事務全般を支援している。

(2) e-人事システム

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員を除く約47,000人（再任用職員を含む。）について、人事考課、人材育成、配置管理業務等を支援している。

(3) 給与支給

都職員のうち、教員、警視庁職員、東京消防庁職員、公営企業職員を除く約29,000人（再任用職員を含む。）の支給計算、人件費計理等を行っているほか、給与担当者の事務指導を行っている。

(4) 退職手当

知事部局等の職員について、退職手当の計算と支給事務を行っているほか、条例・規則を所管している。

(5) 非常勤報酬

知事部局等の非常勤職員約3,000人について、報酬額の計算を行っている。

(6) 恩給

恩給法等の適用を受ける134人について、恩給の計算と支給事務を行っているほか、条例・規則を所管している。

(7) 庶務事務システム

知事部局等職員のうち、約24,000人について、休暇・旅費等に係る手続及び旅費の支払事務等を支援している。

平成29年度恩給及び退職手当支給実績

区 分		金 額	人 員
恩 給	普 通 恩 給	0 千円	0 人
	扶 助 料	16,083	13
	退 隠 料（退 職 年 金 を 含 む）	4,053	6
	遺 族 扶 助 料（遺 族 年 金 を 含 む）	163,769	115
	計	183,905	134
退 職 手 当	普 通 退 職 手 当	1,127,161	576
	定 年 等 退 職 手 当	10,548,254	490
	計	11,675,415	1,066

※ 平成29年度決算に基づく。

平成30年度 中央研修計画 総括表

		研 修 名	人員 (予定)	
職 層 別 研 修	新任 研修	新任研修(前期) I類A・B、II類、III類	1,160	
		新任研修(前期) キャリア活用(課長代理・主任)	140	
		新任研修(前期) 任期付 ※採用時期に合わせ4月、7月の2回実施	100	
		新任研修(中期) I類A・B、II類、III類	1,160	
		新任研修(後期) I類A・B、II類、III類	1,160	
		新任研修(後期) キャリア活用(課長代理・主任)	140	
	転職研修			未定
	チ ュ ー タ ー 研 修	新任職員育成チューター研修(前期) I類A・B、II類、III類		910
		新任職員育成チューター研修(後期) I類A・B、II類、III類		910
		新任職員育成チューター研修 キャリア活用(主任)		140
	新任フォローアップ研修			1,440
	主任パワーアップ研修			1,020
	課長代理研修 ※管理職候補者研修A2部と合同実施			700
	技能長及び担任技能長研修			12
	統括課長代理研修			130
	再任用プレ研修			600
	幹 部 研 修	管理 職 選 考 A 合 格 者	A(合格時)	46
A(合格時)・通信			46	
A(合格時)・派遣報告公開セミナー			46	
A1部・派遣報告			47	
A2部・課長代理研修 ※課長代理研修と合同実施			43	
A2部・経営管理			43	
A3部・組織運営力向上			47	
A3部・都政実務			47	
A3部・ファシリテーション			47	
職務報告I(職務課題改革)			47	
A4部・交渉力向上			42	
A4部・宿泊			42	
A5部			44	
職務報告II(職務戦略提言)			44	
管理 職 選 考 B 合 格 者			B(合格時)	107
			B(合格時)・都政実務	107
			B(合格時)・経営管理①(マネジメント)	107
			B(合格時)・経営管理②(プレゼン)	107
		B(合格時)・ファシリテーション	107	
		B1部・交渉力向上	110	
		B1部・宿泊	110	
		B2部・組織運営力向上	98	
		B2部	98	
		職務報告II(職務戦略提言)	98	
運輸合格時・経営管理①(マネジメント)			2	
運輸合格時・経営管理②(プレゼン)			2	
運輸合格時・ファシリテーション			2	

研 修 名		人員（予定）		
幹 部 研 修	管 理 職 候 補 者 研 修	運輸合格時・都政実務	2	
		運輸管理職選考合格者1部・交渉力向上・宿泊	2	
		運輸管理職選考合格者2部・組織運営力向上	2	
		行政専門職 種別A・単独実施	7	
		行政専門職 種別A・昇任前	7	
		行政専門職 種別B・昇任前	未定	
		医療福祉専門職・交渉力向上・宿泊	11	
		医療福祉専門職・都政実務 他	11	
		医療福祉専門職・職務報告	10	
	課長研修Ⅰ	160		
	課長研修Ⅱ	120		
	部長研修	80		
	組織運営力向上研修	30		
	経営戦略研修	30		
	行政経営研修	20		
	面接指導研修	80		
	危機管理研修	30		
	技 術 研 修 職 員	セ ミ ナ ー Ⅰ	技術セミナーⅠ	100
			技術セミナーⅡ	50
技術セミナーⅢ			50	
実 践 力 向 上 研 修	Ⅰ	タイムマネジメント	400	
		ロジカルシンキング	540	
		上手な資料の作り方	540	
		プレゼンテーション	240	
		政策法務（基礎編）	432	
	Ⅱ	クリティカルシンキング	72	
		戦略的思考による課題解決力強化	160	
		政策ディベート（説明力強化）	90	
		フォロワーシップ（組織支援力）	200	
		政策法務 ※Ⅱ・Ⅲ合同実施	政策法務Ⅱ・Ⅲ計60	
	Ⅲ	交渉力向上	90	
		リスクマネジメント	90	
		リーダーシップ	90	
		カウンセリング（課長代理級）	120	
		カウンセリング（課長級）	30	
政策法務 ※Ⅱ・Ⅲ合同実施	—			
専 門 研 修	都市政策研修		24	
	高度技術政策研修(29年度生)		14	
	高度技術政策研修(30年度生)		18	
	都庁国際化リーダー育成プログラム		200	
	法 律 研 修	民事法務科	50	
		不動産法務科	90	
		行政法務科	50	
	ア ス キ ン グ 研 修 プ ル	スキルアップ研修Ⅰ	未定	
		スキルアップ研修Ⅱ	未定	
	研修担当者企画運営実務研修		30	

研 修 名				人員（予定）
講師養成研修	人権問題・科同和	必修科	基礎	140
			本科	45
		フォロー	40	
	コンプライアンス推進科			120
	人事考課制度科			30
	O J T 推進科			30
派遣研修	総務省統計研究研修所			54
	国土交通省国土交通大学校			5
	国際都市研究学院			1
	自治大学校			2
研修外	政策課題プログラム			20
	大学院派遣プログラム			11
報告派遣等セミナー	都市政策研修報告セミナー			70
	高度技術政策研修報告セミナー			100
	海外研修報告セミナー ・ 大学院派遣プログラム			70
	海外研修報告セミナー ・ 政策課題プログラム			100
	各局若手職員研修 成果発表会			100
小計				16,778

研 修 名				人員（予定）
総務局長が指定した局長が実施する研修	給与実務研修			400
	務契約修実	契約実務研修（工事請負等）		90
		契約実務研修（物品買入・委託等）		100
	補助金交付適正化研修			180
	会計実務研修	収支命令者研修		126
		審査実務研修		126
		金銭出納員研修		126
		会計実務研修（収入）		540
		会計実務研修（資金前渡）		540
		会計実務研修（支出）		540
		会計実務研修（物品管理）		498
		会計実務研修（新公会計制度）		498
	情報システム研修	システム企画・管理実務研修		60
		地方公共団体情報システム機構（J-LIS）研修		未定
		シニアICTリーダー（Aコース）		70
		シニアICTリーダー（Bコース）		70
		情報セキュリティインシデント対応の基礎研修		300
	情報公開・個人情報保護研修			50
	務政策修法	政策法務フレームワーク研修		40
		政策法務（実践編）		40
小計				4,394

合計	21,172
----	--------

コンプライアンス推進部

コンプライアンス推進部

コンプライアンス推進部は、平成29年4月に行政監察室を改組して設置され、全庁のコンプライアンス推進、知事部局等の職員に係る服務監察等の事務を行っている。

1 コンプライアンスの推進

都民から信頼される都政、より良い都政の実現に向けて、平成29年5月に制定した「東京都コンプライアンス基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。

(1) 東京都コンプライアンス推進委員会の運営

都におけるコンプライアンス推進の中核的な役割を担う組織として、部の設置と同時に、副知事を委員長、各局長等を委員とする東京都コンプライアンス推進委員会を設置している。

同委員会の下に、服務・文書・会計など都庁の各種制度を所管する課長級職員による制度部門幹事会を設置し、制度所管とコンプライアンス推進部が相互に連携して、監察の実施に係る調整や監察結果の検証等を行っている。

また、庁内各局・部では、各々が局・部コンプライアンス推進委員会を設置し、東京都コンプライアンス推進委員会の決定した計画等に沿って取組を行っている。

(2) コンプライアンス推進に関する普及啓発

コンプライアンスに関する職員の意識向上に向けて、各種普及啓発を行う。

ア 職員のコンプライアンス意識の強化に向けた研修の充実

(ア) 各局が行うコンプライアンス推進研修の支援（素材提供、講師派遣等）

(イ) eラーニングの実施

イ 全職員向け「コンプライアンス通信」の発行、ホームページによる情報発信

ウ コンプライアンス推進月間の実施

(3) 都における公益通報制度

都における公益通報制度について、全庁窓口として、関係局等との連絡調整を行っている。

ア 公益通報者保護法に規定する法律違反だけでなく、法令（条例・規則を含む。）違反行為全般が通報対象

イ 職員等に加えて、都民等も通報を行うことが可能

ウ 外部窓口として弁護士窓口を設置

<平成29年度実績> 公益通報受理件数：20件

(4) 職員目安箱

職員目安箱を通じて知事に直接伝えられた、職員が抱えている問題意識、提案など幅広い意見等について、関係局等との連絡調整を行っている。

(5) 職務に関する働きかけについての対応

職員以外の者が、職員に対して要望・意見等を伝え、その職務に関して行為をするように又はしないように求めた場合の対応として行う記録・報告等について、関係局等との連絡調整を行っている。

2 サービス監察

サービス監察は、「予防監察」と「事故監察」に大別される。

(1) 予防監察

予防監察は、知事部局等における職員のサービス管理、公金管理等に係る実施状況等の監察を行い、

必要に応じて指導・助言し、汚職等服務事故の未然防止を図ることを目的に実施している。

ア 定期監察（年度計画に基づいて、各局等の本庁の部及び事業所を対象に実施）

＜平成29年度実績＞ 定期監察実施部所：20局266部・所（87部・179事業所）

イ 随時監察（服務適正化の観点から計画的に実施）

ウ 特別監察（汚職等重大事故発生等により随時実施）

(2) 事故監察

事故監察は、知事部局等における職員が服務に関する法令等の諸規定に違反する非行や事故を起こした場合、又は違反した疑いがあると認められる場合に、事実関係及び責任の有無等を調査し、その結果を知事に報告している。

＜平成29年度実績＞ 事故監察実施件数：30件

3 賠償責任の調査

知事部局等における職員が職務執行上、その保管している現金、有価証券、物品又は使用している物品を故意又は重大な過失（現金の場合は、故意又は過失）によって、亡失・損傷して、都に損害を与えた場合の賠償責任について調査を行っている。

＜平成29年度実績＞ 賠償責任調査実施件数：3件

行 政 部

行 政 部

行政部は、区市町村等の地方公共団体の行財政運営に関する助言及び連絡調整、地方分権の推進、地域振興計画の策定指導、多摩及び島しょ地域に係る都の事務事業の連絡調整並びに小笠原諸島振興開発計画の推進及び調整などの事務を行っている。

1 住民基本台帳、行政書士及び公的個人認証等に関する事務

(1) 住民基本台帳

「住民基本台帳法」に基づき、各区市町村が実施する住民基本台帳の作成等について助言等を行っている。

住民基本台帳事務は、住民に関する記録を統一的去行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など他の行政事務の基礎となるほか、住民の利便の増進、行政の合理化に資するものである。

住民基本台帳による東京都の世帯数及び人口

(平成30年1月1日現在)

区 分	区 部	市 部	町 村 部	計
世帯数	5,077,122世帯	1,978,366世帯	41,134世帯	7,096,622世帯
人 口	9,396,597人	4,156,737人	84,012人	13,637,346人

(2) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは「住民基本台帳法」に基づき、各区市町村が整備する住民基本台帳の住民票記載事項のうち、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等）を利用するもので、各区市町村のシステム運用について助言等を行っている。

住民基本台帳ネットワークシステムは、パスポートの発給等、法律に規定された事務や、看護師等修学資金の貸付に関する事務等、条例に規定された事務に限定して本人確認に利用できる。

住民は、このサービスにより申請時等に住民票の添付を省略できるほか、全国の区市町村で住民票の写しの交付を受けることができる。また、本人確認情報の提供等を通じて、社会保障・税番号制度の運用を支えている。

(3) 印鑑の登録と証明

総務省の示す「印鑑登録証明事務処理要領」等に基づき、各区市町村が行う印鑑登録証明事務について、統一的、合理的事務処理が図られるよう助言している。

印鑑登録証明事務は、住民の権利義務と密接な関係があり、印鑑登録証明書は経済取引等において、重要な役割を果たしている。

このため、各区市町村では、条例・規則等を制定し、正確な事務処理を期している。

印鑑登録件数
(平成30年1月1日現在)

区	5,131,756件
市	2,379,519件
町 村	53,475件
計	7,564,750件

(4) 住居表示

「住居表示に関する法律」に基づき、各区市町村に対し、住居表示の実施のため、助言等を行っている。

住居表示実施状況

(平成30年1月1日現在)

実施団体数	実施団体総面積 (km ²)	市街地面積 A (km ²)	実施済面積 B (km ²)	実 施 率 B/A×100 (%)
2 3 区	618.16	618.16	604.26	97.75
1 4 市	425.47	159.27	153.61	96.45
1 村	27.83	1.01	1.01	100.00
計	1,071.46	778.44	758.88	97.49

(5) 行政書士

「行政書士法」に基づき、行政書士会の指導監督及び会則の認可等を行っている。

なお、平成12年度から、行政書士試験の実施は、指定試験機関である（一財）行政書士試験研究センターに委任している。

ア 東京都行政書士会会員数 6,397人（平成30年3月30日現在）

イ 平成29年度行政書士試験東京都実施状況

受 験 者	9,380人
合 格 者	1,697人
合 格 率	18.1%

(6) 公的個人認証サービス

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（公的個人認証法）」に基づき、住民への電子証明書の発行及び失効、電子申請を受け付ける行政機関等（署名検証者）への電子証明書の失効情報の提供等のサービスを、区市町村と地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）とが連携して実施している。

このサービスはインターネット等により、行政機関への申請や届出を行う際に、他人によるなりすましや通信途中での改ざんを防ぐために行うものであり、行政手続のオンライン化による住民サービスの向上と行政の効率化に資することとなる。

区市町村長は、住民からの電子証明書発行申請を受け付け、住民基本台帳により本人確認を行うとともに、機構に対して電子証明書の発行を要求する。

機構は、区市町村長の要求により有効期間5年の電子証明書を発行し、電子申請を行った住民が本人であることを証明する認証事務を行う。

なお、平成28年1月の公的個人認証法の改正により、それまで東京都知事が行っていた認証業務を機構が行うこととなった。

2 区市町村への地方分権の推進

(1) 第一次東京都地方分権推進計画の策定

都は、平成10年7月に「東京都地方分権推進計画大綱」を策定し、国の状況等を勘案しながら東京都地方分権推進計画を計画的・段階的に策定することとした。その後、平成11年7月、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）の成立を踏まえ、「第一次東京都地方分権推進計画」を策定した。

これは、機関委任事務制度の廃止や法令による事務権限の移譲等、地方分権一括法等の法令改正への対応を中心としており、事務手続などについての基本的な対応策を示したものである。その後この計画に基づき、条例・規則の制定・改廃や手数料に係る条例制定などを推進した。

(2) 第二次東京都地方分権推進計画の策定

続いて、平成12年8月、都から区市町村への一層の分権を進めるため、「第二次東京都地方分権推進計画」を策定した。

これは、都と区市町村の役割分担の明確化、都から区市町村への事務・権限の移譲、都の区市町村への補助制度などを内容とするものである。都は、この計画に基づき、区市町村と協議・調整の上、事務処理特例制度等を活用し、順次、事務・権限の移譲を進めている。

(3) 基礎自治体への権限移譲

平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱では、基礎自治体へ権限移譲を行う事務として68項目251条項の事務が掲げられ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第2次一括法）により、権限移譲が行われた。その後、第3次、第4次、第5次、第6次及び第7次一括法が成立したほか、平成30年6月には第8次一括法が成立し、区市町村へ権限移譲が順次進められている。

(4) 八王子市の中核市移行

八王子市の中核市移行を公約に掲げ、平成24年1月に就任した新市長の下で、平成12年以来凍結されていた中核市移行に向けた検討が再開された。

都は市からの要請を受け、平成24年8月に「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」を設置し、協議を重ねた結果、平成25年9月に八王子市から中核市指定について同意の申入れがあり、平成25年12月、東京都議会において申出に対する同意が可決された。

これを受け、平成26年5月、閣議決定を経て中核市の指定に関する政令が公布され、平成27年4

月1日に八王子市が中核市へ移行した。

都では、中核市移行後の状況等について、八王子市と緊密に情報共有を図りながら、その円滑な運営を支援している。

(5) 地方創生の取組支援

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国は平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略（以下「総合戦略等」という。）を策定した。都道府県及び区市町村は、国の総合戦略等を勘案し、平成27年度中に地方版総合戦略等を策定するよう努めることとされた。

都は、都内の区市町村が策定した地方版総合戦略等に基づく各種施策を円滑に実施できるよう、区市町村による主体的な取組を積極的に支援している。

3 特別区に関する事務

(1) 特別区の行政に関する事務

ア 特別区の行政運営に関する助言等

特別区における行政運営の適正化を図るため、特別区の組織、人事、給与制度等に関する調査及び助言を行うほか、都と特別区との協力関係を保持するため必要な連絡調整事務を行っている。

イ 特別区の廃置分合、境界変更等

特別区の廃置分合及び境界変更について、関係特別区の申請に基づき、都議会の議決を経てこれを定めるほか、特別区に係る境界に関する事務を処理している。

ウ 都区協議会に関する事務

都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため、地方自治法により設置された都区協議会に関する事務を行っている。

エ 一部事務組合等関連事務

特別区が設置する組合及び協議会に関する許可及び助言等に関する事務を行っている。現在設けられている特別区の組合は、「特別区人事・厚生事務組合」「特別区競馬組合」「臨海部広域斎場組合」「東京二十三区清掃一部事務組合」及び「東京都後期高齢者医療広域連合」である。なお、「東京都後期高齢者医療広域連合」は都内全区市町村が構成団体となっている。特別区の協議会は、「東京二十三区清掃協議会」のみである。

オ 土地開発公社に関する事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく土地開発公社の設立・定款変更の認可及び運営に関する助言等を行っている。

なお、特別区内において、土地開発公社は、19公社が設立されている（平成30年8月1日現在）。

(2) 特別区の財政に関する事務

ア 特別区財政に関する助言等

特別区の財政運営に関する助言連絡、調査報告等に関する事務を行っている。

特別区全体の普通会計平成28年度決算額、平成29年度及び平成30年度当初予算額は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	平成28年度決算額		
			歳 入	歳 出	実質収支※
普通会計	3,762,628,688	3,674,888,013	3,728,106,714	3,602,554,731	112,547,671

※ 実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額である。

イ 特別区財政調整交付金に関する事務

都と特別区間の財源配分及び特別区相互間の財源の均衡化を図るとともに、特別区の行政の自

主的かつ計画的な運営を確保するため、「都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例」に基づき、特別区財政調整交付金を交付する事務を行っている。

特別区財政調整交付金（当初算定）の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

区 分		平成30年度	平成29年度	平成28年度
基準財政収入額	A	1,131,526,104	1,123,187,635	1,142,928,026
基準財政需要額	B	2,059,498,072	1,997,699,351	2,033,197,664
差 引 (B - A)		927,971,968	874,511,716	890,269,638
特別区財政調整交付金	普通交付金	944,088,482	894,180,412	905,742,287
	特別交付金	51,138,826	47,639,699	48,778,555
	計	995,227,308	941,820,111	954,520,842

（注）① 平成28年度、平成29年度において、本表のほか、3月に再調整がなされている。

② 平成12年度からは、交付金の財源となる調整3税の特別区への配分割合が44%から52%に変更され、総額補てん主義、納付金制度も廃止されている。平成19年度からは国の三位一体改革の影響への対応や、都の支出金の一般財源化により、特別区への配分割合が55%となった。

③ 各年度とも不交付区があるため、基準財政需要額から基準財政収入額の差引（B - A）が、そのまま普通交付金所要額とはならない。

ウ 特別区の起債に関する事務

特別区及び一部事務組合の起債事務に関し、起債事業の事情聴取、国との協議、起債の協議に対する同意等及び届出を行うほか、各種調査及び融資機関との連絡等を行っている。

平成29年度の起債同意額は671億4,010万円である（届出額含む）。

エ 区市町村振興基金に関する事務

区市町村（一部事務組合を含む。）の財政負担を緩和し、区市町村の行政水準の向上と住民の福祉の増進を図る目的で、「東京都区市町村振興基金条例」に基づき、区市町村に対し貸付けを行っている。

（ア）基金の額（特別区分）

190億653万4,000円に基金の運用から生ずる収益を加えた額（平成30年度）

（イ）貸付決定額（特別区分）

平成28年度 31億5,100万円

平成29年度 20億3,900万円

平成30年度（予算）31億200万円

オ 特別区都市計画交付金に関する事務

特別区が行う都市計画事業の円滑な推進を図ることを目的として、昭和56年度から都市計画交付金を交付している。

（ア）交付対象事業

- ・都市計画道路整備事業
- ・都市計画公園整備事業（面積が1ha以上10ha未満のもの）※
- ・連続立体交差化事業
- ・市街地再開発事業（公共施設管理者負担金）
- ・市街地再開発事業（再開発組合等への助成）

- ・土地区画整理事業
- ・防災街区整備事業
- ・火葬場整備事業

※ 不燃化推進特定整備地区内の都市計画公園又は「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」における優先整備区域の設定の評価基準に基づく都市計画公園に係る整備事業については、面積が10ha未満のものを交付対象事業とする。

- (イ) 交付額の算定
交付対象経費から国庫補助金等の特定財源及び地方債収入相当額を控除した額の範囲内
- (ウ) 平成30年度予算額
200億円

(3) 特別区税に関する事務

ア 特別区税に関する助言等

特別区の税務行政の運営に関する助言・連絡及び調査報告等を行っている。

現在、特別区が課している税は、普通税として、①特別区民税(個人に係るもののみ)、②軽自動車税、③特別区たばこ税、④鉱産税(平成21年度以降課税実績なし)、⑤法定外普通税、目的税として、①入湯税、②法定外目的税(実績なし)である。

- イ 利子割交付金の交付に関する事務
- ウ 配当割交付金の交付に関する事務
- エ 株式等譲渡所得割交付金の交付に関する事務
- オ 地方消費税交付金の交付に関する事務
- カ ゴルフ場利用税交付金の交付に関する事務
- キ 自動車取得税交付金の交付に関する事務
- ク 地方特例交付金の交付に関する事務
- ケ 地方譲与税の通知に関する事務

(4) 都区制度に関する事務

平成12年の都区制度改革は、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務をできるだけ特別区に移管するとともに、財政自主権を強化することによって、特別区の自主性、自律性を高め、特別区を基礎的な地方公共団体に位置づけたものである。

平成12年の改革において引き続き検討することになった「5項目の課題」は、平成18年2月16日の都区協議会で合意決着したが、その際に、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方(再編等)、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、平成18年5月に、「都区のあり方に関する検討会」を設置し、同年11月に検討の基本的な方向をとりまとめた。

【検討の基本的な方向の概要】

- 検討の枠組み：二層制を前提に、現行都区制度を出発点として議論
- 都区の事務配分：大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から区への事務移管を更に積極的に推進
- 特別区の区域：再編を含む区域のあり方について、議論が必要
- 税財政制度：今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理

検討の基本的な方向のとりまとめを受け、都区協議会における合意の下に「都区のあり方検討委員会」を、実務的、専門的な検討を行うために、検討委員会の下に幹事会を設置し、現在までに、検討委員会を26回、幹事会を29回開催し、検討を行ってきた。検討事項である都区の事務配分については、検討対象444項目の方向性整理が終了し、今後、特別区の区域のあり方(再編等)、税財政

制度などについて、更に検討を進めていく。

また、区域などの検討を進める過程で、将来の都制度や東京の自治のあり方に立ち返って、学識経験者も含め、都と区市町村共同で調査研究することが必要との認識で都区が一致した。これを受け、学識経験者7名、都と区市町村の行政実務者10名からなる「東京の自治のあり方研究会」を平成21年11月に設置し、研究会を15回、部会を5回開催し、平成27年3月に最終報告を取りまとめた。

この最終報告を踏まえ、将来の東京の自治のあり方について、都として更なる検討を進めている。

4 市町村に関する事務

(1) 市町村の行政に関する事務

ア 市町村の行政運営に関する助言等

市町村における行政運営の適正化を図るため、市町村の組織、人事、給与制度等に関する調査及び助言を行うほか、都と市町村との協力関係を保持するため必要な連絡調整事務を行っている。

イ 市町村の廃置分合、境界変更等

市町村の廃置分合（合併等）及び境界変更等に関する事務を行っている。

ウ 都市町村協議会

都及び市町村における事務事業執行上の関連事項について協議・調整し、その解決促進を図るために置かれている都市町村協議会に関する事務を行っている。

エ 一部事務組合等に関する事務

一部事務組合及び広域連合に関する許認可事務、財産区に関する事務及び市町村職員共済組合の指導監督事務を行っている。

なお、一部事務組合は29団体、広域連合は1団体、財産区は8団体が設けられている（平成30年8月1日現在）。

オ 土地開発公社に関する事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく土地開発公社の設立・定款変更の認可及び運営に関する助言等を行っている。

なお、土地開発公社は25公社が設立されている（平成30年8月1日現在）。

(2) 市町村の財政に関する事務

ア 市町村財政に関する助言等

市町村に関する財政事務の助言、連絡、調査報告等に関する事務を行っている。

市町村全体の平成28年度決算額、平成29年度及び平成30年度当初予算額は、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分	平成30年度 当初予算額※1	平成29年度 当初予算額	平成28年度決算額		
			歳 入	歳 出	実質収支※2
普通会計	1,606,219,653	1,593,181,303	1,632,104,181	1,584,526,724	42,537,920

※1 骨格予算であった町田市については、肉付け後予算の額を当初予算額に計上している。

※2 実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額である。

イ 地方交付税等に関する事務

地方交付税法等に基づき、市町村の地方交付税及び震災復興特別交付税の額の算定及び交付、並びに地方交付税の算定に用いた資料に関する検査事務を行っている。

平成29年度交付実績

普通交付税 457億6,700万円（交付団体17市12町村）

特別交付税 62億1,100万円（交付団体26市13町村）

震災復興特別交付税 410万円（交付団体21市1町）

また、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、地方特例交付金の額

の算定等を行っている。

平成29年度交付実績 31億4,700万円（交付団体26市11町村）

ウ 市町村の起債に関する事務

地方債同意等基準などに基づき、市町村及び一部事務組合の起債事業の事情聴取、国との協議、起債の協議に対する同意等を行うほか、起債事業の実施状況の調査等を行っている。

平成29年度の起債同意（許可）額は、888億9,300万円である（届出額含む）。

エ 市町村の地方公営企業に関する事務

地方公営企業関係法令の施行に関する公営企業への連絡、経営に関する調査及び助言等を行っている。

平成30年8月1日現在企業数 法適用企業 19 法非適用企業 74

オ 市町村の収益事業に関する事務

自転車競技法及びモーターボート競走法に基づき競輪及び競艇を行う市町村の指定申請書の副申、競輪開催届等の進達、その他調査を行っている。

カ 市町村総合交付金に関する事務

市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の経営努力を促進し、自主性・自立性の向上に資するとともに、地域の振興を図り、もって市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るため、予算の範囲内で、市町村総合交付金を市町村に配分交付している。

平成30年度市町村総合交付金予算額 550億円（うち20億円は政策連携枠）

キ 区市町村振興基金に関する事務

区市町村（一部事務組合を含む。）の財政負担を緩和し、区市町村の行政水準の向上と住民の福祉の増進を図る目的で、「東京都区市町村振興基金条例」に基づき、区市町村に対し貸付けを行っている。

(ア) 基金の額（市町村分）

2,714億9,294万3,000円に基金の運用から生ずる収益を加えた額（平成30年度）

(イ) 貸付決定額（市町村分）

平成28年度 239億4,400万円

平成29年度 169億6,200万円

平成30年度（予算） 266億1,000万円

ク 地方譲与税及び交通安全対策特別交付金に関する事務

地方譲与税は、各地方譲与税法に基づき、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税（地方道路譲与税含む。）及び航空機燃料譲与税の交付事務等を行っている。

交通安全対策特別交付金は、交通安全対策特別交付金等に関する政令に基づき、交付事務等を行っている。

(3) 市町村の税政に関する事務

ア 市町村税に関する助言等

市町村の税務行政の運営に関する助言、市町村税の賦課徴収事務の連絡、調査報告等を行っている。

イ 知事が算定すべき市町村に係る土地、家屋の総評価見込額及び提示平均価額の算定並びに通知に関する事務（総務大臣が算定する指定市町村を除く。）

ウ 東京都固定資産評価審議会に関する事務

エ 知事が価格を決定すべき固定資産の価格を決定し、市町村に配分する事務

オ 利子割交付金の交付に関する事務

カ 配当割交付金の交付に関する事務

キ 株式等譲渡所得割交付金の交付に関する事務

ク 地方消費税交付金の交付に関する事務

- ケ ゴルフ場利用税交付金の交付に関する事務
- コ 自動車取得税交付金の交付に関する事務
- サ 都有財産所在市町村交付金の交付に関する事務
- シ 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）並びに施設等所在市町村調整交付金に関する事務

(4) 行政ヘリコプターの運航

島しょにおける船便欠航時の緊急輸送の確保等のため、昭和46年から行政ヘリコプター運航要綱に基づき行政ヘリコプターの運航を行っている。

年 度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
回 数	6 回	6 回	2 回

5 多摩島しょ地域の振興

(1) 多摩地域の振興

ア 「多摩の振興プラン」

平成25年3月に、「新たな多摩のビジョン」を策定し、本ビジョンを踏まえた具体的な取組を進めてきたが、一方で2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催の決定や、近年の技術革新の動き（自動運転、ロボット、人工知能、IoTなど）、国における規制緩和や制度改正の動き（国家戦略特区、都市農業など）等、多摩地域を取り巻く状況は、大きく変化している。

また、都においては、平成28年12月、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」(以下、「実行プラン」という。)を策定したほか、平成29年9月には、2040年代の都市像とその実現のための方策を明らかにする「都市づくりのグランドデザイン」を策定した。

そこで、多摩地域の振興においても、改めて、実行プランを踏まえた当面の取組や2020年の先（おおむね2040年代）を見据えた多摩の目指すべき地域像や施策の方向性を示すため、平成29年9月に「多摩の振興プラン」を策定した。

多摩地域のそれぞれの特性や課題に対応した取組を、市町村と連携を図りながら、全庁的に実施するとともに、その取組について、進行管理を行っている。

[参考]これまでの振興策

○「多摩の将来像2001」等

平成13年8月、「自立し連携する多摩地域」を基本理念とし、「活力と魅力にあふれた多摩」を2015年のあるべき姿として描いた「多摩の将来像2001」を策定した。

その後、「多摩の将来像2001」のより一層の具体化を図ることを目的として、平成15年3月、「多摩アクションプログラム」を、平成17年1月に「多摩リーディングプロジェクトー明日の多摩を拓くー」(平成19年1月に改訂)を、平成21年2月に、「多摩振興プロジェクトー多摩の総合的な振興策ー」を策定してきた。

○「新たな多摩のビジョン」等

平成25年3月、「右肩上がりの成長・拡大」から、「活力ある都市の成熟・持続」への発想の転換」を基本認識とし、「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を目指すべき姿とした、「新たな多摩のビジョン」を策定した。

「新たな多摩のビジョン」では、2030年を念頭に置いた、目指すべき姿の実現に向けた施策の方向性を掲げたが、これを踏まえて具体的な取組を示した「新たな多摩のビジョン行動戦略」を平成26年3月に策定した。

イ 多摩の魅力発信プロジェクト

平成25年度に、多摩東京移管120周年及び「スポーツ祭東京2013」の開催を契機とし、市町村や経済団体、企業など多様な主体と連携して、「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」を実現すべく、自然、歴史、文化、食など、多摩地域の様々な魅力を住民が再発見、発信していく取組を「多摩の魅力発信プロジェクト」として開始した。

本取組は、多摩地域の交流人口や定住人口の増加等を図ることを目的としており、これまで、特設ホームページやSNSの活用、情報誌への掲載、英語字幕付の映像の配信、各種イベントへの出展などを通じて、様々なアウトドアスポーツが楽しめる豊かな自然と、充実した教育・子育て環境、都心部への通勤のしやすさなど、生活者の目線で多摩の魅力を発信してきた。

引き続き、多摩地域に住んでいる人や働いている人の視点から、市町村の住みやすさを紹介するとともに、多摩地域が有する多様な魅力を広く発信していく。

(2) 大島に対する支援

平成25年10月16日未明、台風26号接近に伴う記録的な大雨の影響により大島町元町地区を中心に発生した大規模な土砂災害は、死者36名、行方不明者3名、建物被害400件に及ぶ甚大な被害をもたらした。

都では、被害の状況を踏まえ、平成25年度から平成30年度までの6年間で、がれきの島外運搬・処理、土砂災害対策、住宅確保、観光支援など、各局合計で約251億円の復旧・復興事業を実施している。大島町では、平成26年9月に大島町復興計画を策定し、復興に向けた取組を積極的かつ着実に推進している。引き続き、大島町の復興に向けた取組を支援していく。

(3) 市町村計画の助言、調整

ア 市町村の基本構想等の策定助言

市町村が策定する基本構想及びそれを具体的に実施するための基本計画について助言を行っている。

イ 広域行政等の助言、調整

日常生活圏や地域経済の基盤を共通にする圏域を単位とした総合的かつ一体的な振興整備を目的として、市町村が行う広域行政について助言、調整を行っている。

(4) 特定地域の振興対策

ア 離島振興

離島という地理的、自然的条件による制約を克服し、産業振興、経済力の培養、住民の生活安定、福祉の向上を図るため、昭和28年7月に離島振興法が制定され、昭和28年10月、伊豆諸島が離島振興対策実施地域として指定された。

これを受けて都は、①交通通信施設の整備、②産業振興と基盤整備、③国土保全施設の整備、④社会生活環境施設等の整備、⑤保健医療対策等の実施を基本方針とする離島振興計画に基づき、国及び伊豆諸島各町村と緊密な連絡調整を図り、住民の定住化、快適な生活の場の確保等を目指して各種振興事業の推進に努めてきた。

平成24年6月に、6度目の改正延長となる「離島振興法の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成25年4月から施行され、平成35年3月までの期限延長と新たに基本理念や国の責務、ソフト施策の充実を図るための離島活性化交付金の創設等が明記された。

都では、平成25年4月に「定住促進と持続的発展による伊豆諸島の再生」を振興の基本理念とした「東京都離島振興計画（平成25年度～平成34年度）」を決定し、①独自の魅力によって「住み続けたい・移り住みたい」と思える島、②地域の自立により持続的な発展を遂げている島、を目指すべき姿として、各種振興事業に取り組んでいる。

イ 特定有人国境離島地域の地域社会の維持

我が国の領海、排他的経済水域等の保全及び地域社会の維持を図るため、平成29年4月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が施行された。都においては、伊豆諸島南部地域の4島（三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）が特定有人国境離島地域として法に位置付けられた。

都では、平成29年12月に、国の基本方針に基づき、同地域において継続的な居住が可能となる環境の整備を図るための方向性を示した「東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画（平成29年度～平成38年度）」を策定し、上述の離島振興計画に基づく施策に加え、伊豆諸島一体となった振興に取り組んでいる。

ウ 山村振興

檜原村及び奥多摩町は、急しゅんな山地にあり、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤や生活環境の整備等については、他の地域に比較して立ち遅れている。

都においては、昭和46年度に檜原村及び奥多摩町が山村振興法に定める振興山村として指定を受け、両町村についての山村振興計画を策定し、道路整備や給水施設整備等に取り組んできた。

その後、山村振興法改正により、都が山村振興基本方針を策定し、両町村が、この方針を踏まえた山村振興計画を策定した。

都は、振興山村が実施する、地域交通の充実や施設改修、地域資源を生かした産業振興等、様々な取組について引き続き支援していく。

エ 過疎地域自立促進

過疎地域については、昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎対策法のもとで各種の対策が講じられてきた。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図ることを目的としており、都では、檜原村・奥多摩町・大島町・新島村・三宅村・青ヶ島村の2町4村を過疎地域に指定している。

都は、各町村からの計画策定の意向を踏まえ策定した「東京都過疎地域自立促進方針（平成28年度～平成32年度）」及び「東京都過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）」に基づき、①産業の振興、②交通通信体系の整備、③生活環境の整備、④高齢者等の福祉の向上及び増進、⑤保健・医療の確保、⑥教育・地域文化の振興等の各項目について、自立促進対策を推進していく。

(5) 小笠原諸島に関する事務

ア 小笠原諸島振興開発計画

小笠原諸島については、昭和43年に我が国に返還されて以来、小笠原諸島復興、小笠原諸島振興及び小笠原諸島振興開発の各特別措置法の下で、民生の安定と同諸島の自立のための各種の施策を実施してきた。

これまでの49年間の諸施策の展開により、道路、港湾、教育施設等の基盤整備については相応の成果をあげてきたが、村民生活の安定と島の自立発展を図るためには、多くの課題が残されている。

このため、特別措置法に基づき国が定めた小笠原諸島振興開発基本方針（平成26年度～平成30年度）を踏まえ策定した「小笠原諸島振興開発計画」（平成26年度～平成30年度）に基づき、引き続き各種振興開発事業を実施していく。

イ 小笠原諸島振興開発事業

小笠原諸島振興開発事業として交通基盤施設、産業基盤施設、生活基盤施設等の整備を実施している。

なお、振興開発事業は、各局及び村において実施しており、総務局が直接実施している事業は

次のとおりである。

(ア) 旧島民帰島引越荷物輸送費補助

旧島民の帰島促進を図るため、旧島民が小笠原諸島に帰島する際、その引越荷物の輸送費を補助している。

(イ) 生活物資輸送費補助

小笠原諸島の物価安定を図るため、食料品、衣料品等の生活必需品の輸送費の一部（プロパンガスのみ10/10）を補助している。

(ウ) 東京－父島－母島定期航路補助等

東京－父島間には5～6日ごとに1往復、父島－母島間には、週5～6往復の定期船が就航しているが、この航路に対し欠損が生じた場合は、国と都で補助を行っている。なお、平成23年4月における国の制度改正により、都が事務局である東京都離島航路地域協議会を通じて、補助事業の前提となる「離島航路確保維持計画」を策定し、国に認定申請を行うこととなった。

(エ) 用地取得に関する事務

振興開発事業用地を確保するため、小笠原諸島の土地の取得準備事務を行っている。

(オ) 生活再建資金貸付

小笠原諸島へ帰島した旧島民等の生活再建に必要な資金の貸付けを行っている。

(カ) 生産物貨物運賃補助

島内の農・漁業の育成を図るため、農・漁業生産物等の運搬に要する輸送費の一部補助（東京－父島間5/10、父島－母島間10/10）を行っている。

ウ 硫黄島旧島民対策事業

硫黄島は、小笠原諸島が本土に復帰してからも、火山活動が著しいこと等のため、特別措置法に基づく事業は実施されず、昭和59年6月13日に決定された小笠原諸島振興計画で、「一般住民の定住は困難であると考えざるを得ないことに鑑み、旧島民に報いるための措置及び集団移転事業に類する措置を講ずるものとする。」とされた。

これを受け、同年12月10日に内閣総理大臣の諮問機関である小笠原諸島振興審議会から「旧島民に報いる措置」として、見舞金を支給すべきとの報告がなされ、総額5億4,045万円（1,201件全額国費）を支給し、昭和60年度をもって完了した。

また、「集団移転事業に類する措置」については、定住促進対策事業を実施している。

なお、総務局では、旧島民が帰島できない状況にあることから、硫黄島旧島民墓参事業を防衛省の輸送支援により年2回実施しているが、平成22年度からは年2回のうち1回を1泊2日の宿泊墓参として実施している。

エ 交通アクセスの改善

小笠原諸島は、本土から約1,000キロメートル離れた外海孤島という厳しい地理的条件下にあり、おおむね6日に1便の「おがさわら丸」が唯一の交通手段である。

都は、小笠原諸島における航路の改善を図るため、老朽化していた「おがさわら丸」及び父島・母島間を結ぶ「ははじま丸」の代替船建造の支援を行い、両船ともに平成28年7月に就航した。その結果、本土と父島間の所要時間は25時間30分から24時間に、父島と母島間は2時間10分から2時間になった。

小笠原諸島への航空路開設は、村民生活の安定及び産業の振興など同諸島の自立発展を実現する上で大変重要な意味を持つものであり、高速交通アクセスの確保は、喫緊の課題である。

平成7年2月に兄島を、平成10年5月に父島の時雨山周辺域を空港建設地として決定したが、環境問題や事業費などから実現には至っていない。

平成17年12月には、都議会定例会において、「小笠原諸島への交通アクセス改善の早期実現に関する決議」がなされた。

また、小笠原村からの要請及び小笠原村議会決議を受け、航空路の開設について検討するため、平成20年2月に都と村で「小笠原航空路協議会」を、10月に「小笠原航空路PI評価委員会」を

設置した。

小笠原諸島振興開発計画に基づき、各年度予算に、航空路の開設等についての検討にかかる調査費用を計上し、国の技術的な指導、助言を得ながら自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性の検証等に関し、調査・検討に取り組んでいる。

オ 小笠原地区テレビ放送難視聴解消事業

小笠原諸島は、本土から約1,000キロメートル離れた外海孤島という地理的条件のため、地上波テレビ放送が全く受信できない状況であった。

このため、国の助成による電気通信格差是正事業として、衛星回線受信施設及び放送中継施設を整備し、平成8年4月から地上波（UHF）にて東京地区と同一の放送（NHK2・民放5・東京メトロポリタンTVの計8チャンネル）を開始した。同様の地理的条件にある沖縄県南・北大東村も本システムを平成10年4月から利用開始した。

その後、設備の老朽化等により安定的な運用が難しくなったことや、平成23年7月の全国地上アナログ放送終了を契機に、新たなシステムによる地上デジタル放送への対応が必要となった。

これらを受け、島内でのアナログ放送は平成22年6月30日正午をもって終了し、平成22年3月末までに海底光ファイバーケーブルを敷設、同ケーブルを活用し平成23年7月より地上デジタル放送を運用開始した。

カ 小笠原諸島返還50周年記念事業

平成30年は小笠原諸島が昭和43年に米国から返還されてから50周年という節目の年にあたり、6月30日には父島で、7月1日には母島で、それぞれ小笠原諸島返還50周年記念式典・母島記念セレモニーが開催された。

返還50周年は、小笠原諸島の歴史や国境離島としての重要性、自然や特産品の素晴らしさを多くの方に周知する大切な機会であり、都としても、記念シンポジウムや街頭ビジョンなどを活用したPRなど、様々な事業を展開している。

(6) 島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組

東京の島しょ地域の隠れた魅力を再発見するとともに付加価値を付し、島しょの活性化を図ることを目的として、ブランディングやマーケティング等の専門家から構成される「東京宝島推進委員会」を平成29年2月に設置し、同年12月には同委員会より「島しょ地域のブランド化に向けた提言」を受けた。

提言を踏まえ、関係局や町村と連携して、ブランド構築に向けた仕組みづくりや意欲ある事業者に対する集中的支援、戦略的なプロモーション等に取り組み、島しょ地域の魅力を国内外に発信していく。

(7) 島しょ地域における電気自動車普及モデル事業

島しょ地域において、電気自動車の普及に向けた実証実験等を実施し、電気自動車普及のモデルケースにするとともに、島しょ振興を図る。

平成29年度は、八丈島で宿泊施設に電気自動車3台を貸与し実証実験を実施するとともに、大島支庁新島出張所に電気自動車1台を試験導入した。

平成30年度は、八丈島での実験走行台数を10台、対象事業者を宿泊施設から製造業、卸売・小売業、飲食サービス業、医療・福祉等に拡大（2期間で合計20事業者に貸与）して実施している。今後、八丈島（8月）及び新島（9月）で普及啓発イベントを実施する予定としている。

(8) （公財）東京都島しょ振興公社への支援

ア 設立の趣旨

島しょ地域の経済は、厳しい自然的社会的制約から、観光、公共事業などの外部要因に大きく依存している状況にある。

今後、島しょ地域の振興を図るためには、美しい自然や豊かな海洋資源等の地域特性を活かした産業・観光の振興、地域交流、人材育成、さらに交通体系の整備等、解決すべき多くの課題がある。

このような課題に機動的・弾力的に対応し、地域の自立を促し一層の活性化に資することを目的として、島しょ9町村と東京都は、共同して、東京都島しょ振興公社を設立した。

イ 公社の概要

(ア) 設立年月日 平成元年10月2日（平成23年4月1日 公益財団法人に移行）

(イ) 事業

- a 地域振興に係る特産品の開発、普及、観光の振興、人材育成及び助成に関する事業
- b 特産品に係る展示販売、斡旋に関する事業
- c 情報・資料の収集提供及び広報に関する事業
- d 地域振興に係る施設の設置・管理運営に関する事業
- e 島しょ間交通網の整備に関する調査・研究及び支援に関する事業
- f その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(ウ) 出えん・貸付金等経過（平成30年度は予算額）

（単位：千円）

事 項	平成元年度～ 平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
基 本 財 産	4,000,000	0	0	4,000,000
町 村	2,182,000	0	0	2,182,000
	1,818,000	0	0	1,818,000
都 貸 付 金	19,810,000	560,000	560,000	20,930,000
貸付金償還金	△17,570,000	△560,000	△560,000	△18,690,000
貸付金残高※	2,240,000	2,240,000	2,240,000	—
ヘリコミ補助金	7,356,306	548,445	584,024	8,488,775

※ 年度末の額

6 支庁

支庁は、島しょ町村の区域について、都の諸施策を円滑に実施するため地方自治法第155条に基づいて設置された総合地方行政機関であり、その所掌事務は、知事の権限に属する事務の概ね全般にわたり、都税賦課徴収、社会福祉、産業振興等の事務を処理している。

現行の支庁の組織等は次のとおりである。

(平成30年4月1日現在)

支庁名	所在地	組織	職員数	管内面積	管内人口	管轄町村数
大島支庁	大島町元町	総務課 産業課	119 人	140.99 km ²	12,052 人	1 町 3 村
三宅支庁	三宅村伊豆	土木課 (三宅支庁は	63	75.80	2,621	2 村
八丈支庁	八丈町大賀郷	土木港湾課)	69	83.01	7,292	1 町 1 村
小笠原支庁	小笠原村父島	港湾課 (//)	82	106.78	3,036	1 村
計			333	406.58	25,001	2 町 7 村

総合防災部

総 合 防 災 部

総合防災部は、危機管理に係る情報収集及び対策の立案、防災計画、復興企画、国民保護、感染症対策、消防、防災に係る調査及び広報等に関する事務を行っている。

東日本大震災や熊本地震の教訓に加え、大阪北部の地震や、平成30年7月豪雨を踏まえた点検を実施し、いつ発生するか分からない首都直下地震等への備えを万全にするとともに、庁内関係各局の総力を結集し、国、区市町村、近隣自治体等の行政機関はもとより、警察・消防・自衛隊などの防災関係機関、民間事業者等と連携を図り、総合的な防災対策を推進している。

1 危機管理体制の整備

(1) 防災計画及び復興企画に関する事務

ア 東京都地域防災計画の策定

災害対策基本法に基づき、知事を会長に都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等で構成される東京都防災会議において、災害予防、災害応急・復旧対策、災害復興を内容とする地域防災計画を策定している。

都地域防災計画は、昭和38年に策定し、その後、累次の修正を行い、現在、「震災編」、「風水害編」、「火山編」、「大規模事故編」及び「原子力災害編」により編成されている。

平成21年6月の計画修正では、「火山等編」の修正を行い、「火山編」及び「大規模事故編」に分けた。「火山編」の修正では、富士山噴火に伴う降灰対策や噴火警戒レベルに応じた都の体制などについて、「大規模事故編」では、JR福知山線脱線事故の教訓を踏まえた災害現場での関係機関の相互連携の方法などについて定めた。

平成23年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、都は、従来の防災対策の見直しを行った。平成23年11月に、今後の東京の防災対策の方向性と具体的な取組を示す「東京都防災対応指針」を策定するとともに、平成24年4月に、最新の科学的知見に基づき新たな被害想定をとりまとめ、平成24年11月に、「震災編」、「風水害編」及び「原子力災害編」の修正を行った。

「震災編」の修正では、東日本大震災における教訓や新たな被害想定を踏まえ、施策ごとの課題や到達目標を明示するなどの見直しを行った。

「風水害編」については、「震災編」における津波等対策を中心に、河川施設や海岸保全施設の耐震化の推進など新たな対策を追加した。

「原子力災害編」の修正では、従来の原子力緊急事態への備えに加え、東日本大震災の教訓を踏まえて、都内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態への対策を追加した。

平成25年5月には、南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定をまとめ、島ごとの詳細な被害想定結果を明らかにした。この被害想定や国の南海トラフ地震対策特別措置法改正などの動向等を踏まえて、平成26年7月にはこれまでの東海・東南海・南海地震対策を中心に、「震災編」の修正を行った。

同時に、「風水害編」についても、大規模水害時における自治体の枠を越えた広域避難のあり方についての検討内容や、平成25年10月に発生した大島の土砂災害等の災害対応を踏まえ、修正を行った。

「火山編」については、活動火山対策特別措置法の改正や火山防災協議会における検討成果等を踏まえ、修正を進めている。

また、「震災編」については、震災対策を取り巻く最新動向を踏まえつつ、東京2020大会を見据え、震災対策の実効性を更に向上させるため、修正に向け作業を進めていく。

イ セーフ シティ東京防災プランの策定及び進捗管理

地震や風水害、火山噴火など自然災害への防災対策を迅速に進めていくため、2020年に向けた事業計画として、都民・地域、企業、行政があらかじめ行うべき取組をとりまとめた「セーフ シ

「東京防災プラン」を平成30年3月に策定した。プランに掲げた事業については、「進捗レポート（仮称）」等により、取組の進捗状況等を確認しながら、防災対策を着実に推進していく。

ウ 東京都国土強靱化地域計画の策定

様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京の防災上の弱点を明らかにした上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、国土強靱化基本法第13条に基づき、東京都国土強靱化地域計画を平成28年1月に策定した。

エ 首都直下地震等対処要領の整備

首都直下地震等が発生した時に、都が、各防災関係機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な応急対策活動を展開できるよう、基本的な連携の内容と手順について明確にするとともに、各機関相互の共通認識を図るため、平成26年4月に「首都直下地震等対処要領」を策定した。この要領に基づき、総合防災訓練、図上訓練や区市町村、防災機関などとの協議を通じた検証を踏まえ、平成28年3月に基本的な連携・受援の内容と手順について必要な部分を改定した。引き続き、各機関との連携内容と手順、運営等に関する詳細について、順次マニュアル等を整備していく。

オ 東京都災害時受援応援計画

東日本大震災後の災害対策基本法等の改正により、円滑な相互応援の実施に向け、地域防災計画等に応援受援計画を位置づけるよう努めることが明確化された。また、熊本地震の教訓等を踏まえ、全国の自治体や関係機関等からの応援を円滑に受け入れ、区市町村とも連携して早期の被災地支援につなげていくため、都における具体的な手順やルール等を定めた「東京都災害時受援応援計画」を平成30年1月に策定した。

カ 東京都業務継続計画の推進

首都直下地震などの災害発生時において、応急・復旧対策業務に加え都民生活に不可欠な非常時優先業務を継続させるとともに、事業全般の早期復旧を図るために資源の準備や対応方針を定める「都政のBCP（東京都事業継続計画）〈地震編〉」を平成20年11月に策定した。

平成23年1月には、都庁舎利用の課題に対応するため、「災害時都庁舎利用業務マニュアル（地震編）」を策定した。平成26年12月には全庁の危機管理主管部長からなる「都政のBCP推進委員会」（平成21年4月設置）を、「東京都BCM推進委員会」に改組し、事業継続マネジメント（BCM）の運用を強化するなど、都政のBCPの継続的な改善を図っている。

平成29年12月には、東日本大震災及び平成28年熊本地震等の教訓を踏まえ、「東京都業務継続計画（都政のBCP）」として改定した。

また、都内区市町村や監理団体のBCP策定を推進しており、平成22年1月に「区市町村事業継続計画（地震編）策定ガイドライン」を作成し、平成30年3月に、都政のBCPの内容を踏まえたガイドラインとして「区市町村における業務継続計画策定のために」を作成した。

なお、平成21、22年度には区市町村向け説明会、訪問調査等を行い、BCP策定を支援している。今後、区市町村におけるBCP策定に向けた支援の更なる充実を図り、東京全体の災害対応力を強化していく。

キ 震災復興の企画

東京に震災が発生した場合に備えて、予防対策や被災直後の応急対策だけではなく、震災後の復興の進め方について、十分検討を行い、準備可能な事項については、あらかじめ適切な対応をしておくことが必要である。

このため、平成9年度に「東京都都市復興マニュアル」と「東京都生活復興マニュアル」を策定した。平成15年3月には、この2つのマニュアルを統合し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の二部構成からなる「東京都震災復興マニュアル」を策定した。「復興プロセス編」は、地域力を活かした住民主体の復興に、多くの都民や団体が協働して取り組む「地域協働復興」を提案し、「復興施策編」は、行政が行うべき施策や事業の具体的な時期・手続き等について分野別に整理するとともに、復興事務遂行上の手引書として策定した。東京都震災復興マニュアルの改訂にあたっては、震災復興検討委員会のもとに、幹事会及び部会を設け、

平成28年3月には、東日本大震災を契機に整備された法改正等の内容を反映するなど、継続的に行っている。

また、区市町村における震災復興施策が迅速かつ円滑に実施できるよう、都と区市町村の役割分担を踏まえ、平成21年3月に作成した「区市町村震災復興標準マニュアル」を平成29年3月に修正し、区市町村に対し、地域特性を反映した震災復興マニュアルの作成を働きかけている。

さらに、震災復興対策の充実のため、区市町村の事務である住家被害認定調査、罹災証明書発行等を効率的に実施できるよう、平成29年5月に「災害発生時における被災者生活再建支援業務実施体制整備に関するガイドライン」を作成し、区市町村向け研修会、罹災証明書発行訓練等を行っている。

都民に対しては、震災復興対策について、災害復興まちづくり支援機構や都市整備局と連携してシンポジウムを開催し、普及を図っていく。

ク 大規模水害時の広域避難対策の推進

平成28年8月、国の中央防災会議・防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」が設置され、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が示された。

同報告では、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画の策定に当たっての具体的な検討手順等が提示されたとともに、広域避難の具体化に向けた検討の必要性について示された。

平成30年6月、同報告を踏まえ、都と内閣府共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、国（関東地方整備局、気象庁など）、陸上自衛隊、警視庁、東京消防庁、都内自治体、隣県（埼玉県、千葉県）、交通事業者などの関係機関を構成員として、首都圏における大規模水害時の広域避難の具体化に向けて検討を進めている。

ケ 水害に関するワークショップの実施

住民の水害リスクに対する認識を向上させ、適切な避難行動につなげるため、水害に関するワークショップを区と共催で実施している。主な実施内容は、気象情報や避難情報の意味や情報の収集方法の学習、日頃からの備えについての学習、地域の過去の水害やハザードマップの確認、まち歩きを通じた水害時の危険箇所や避難に際しての注意点の確認などである。

コ 伊豆諸島の6火山に係る避難計画の策定に向けた取組の推進

活動火山対策特別措置法に基づき、国から火山災害警戒地域に指定された伊豆諸島の6火山（伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島）について、平成28年4月に都及び関係区市町村が共同で火山防災協議会を設置した。当該協議会における協議を通して、伊豆大島及び三宅島については平成29年5月に避難計画を策定済みであり、八丈島及び青ヶ島については平成31年度、新島及び神津島については平成32年度の策定に向けて取組を推進している。

(2) 帰宅困難者対策

大規模地震発生時の帰宅困難者による混乱や事故等を防止するため以下の取組を実施している。

ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の推進

帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月1日に施行した。また、条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法や必要となる行政の支援策等をとりまとめた帰宅困難者対策実施計画を平成24年11月に策定した。

さらに、東日本大震災から7年が経過し、当時の記憶が薄れつつあることから、今後の帰宅困難者対策の方向性の検討と取組の推進に向けた課題整理のため、有識者等で構成する「今後の帰宅困難者対策に関する検討会議」を平成29年9月に設置し、平成30年2月に報告書を取りまとめた。

同計画に基づくとともに、同報告書を踏まえ、次の事業を実施していく。

(ア) 一斉帰宅抑制の推進

従業者の一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水・食料等の備蓄、駅及び大規模な集客施設等における利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等について広報紙やホームページ等によるPR、条例の説明会の実施等、あらゆる機会をとらえて周知活動を展開する。

平成30年度からは、従業者の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定・公表する制度を活用し、帰宅困難者対策に取り組む企業の裾野拡大を図っている。

(イ) 一時滞在施設の確保

平成24年度に約7万人分の備蓄を準備し、平成25年4月1日に都立施設200箇所を一時滞在施設として指定した。

その後も一時滞在施設の一層の確保に向けて、国、区市町村及び事業者に対し協力要請を行い、拡大を図るとともに、区市町村と協定を締結した民間の一時滞在施設については、備蓄品購入費用（更新分を含む。）に対する支援を行っている。

(ウ) 安否確認と情報提供

帰宅困難者が安否確認や情報収集を行える体制を構築し、帰宅困難者による混乱を防止するため、都立一時滞在施設に災害時に無償で使用できる特設公衆電話やWi-Fiアクセスポイントを整備している。

(エ) 帰宅支援

発災時の混乱が収拾した後、帰宅困難者が安全に帰宅できる体制を整備する。

内閣府や九都県市と連携し、要配慮者の搬送についての検討や災害時帰宅支援ステーションの拡充・周知を行う。

イ 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（平成25年1月30日設置）

(ア) 設置の趣旨

社会全体で協働して帰宅困難者対策を進めるため、東京都及び内閣府が中心となり、民間企業等と対策について検討するために首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を平成23年9月に設置し、官民連携した課題の整理と今後の施策の方向性について、最終報告を取りまとめた。

同協議会の後継組織として、東京都及び内閣府は、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議を平成25年1月に設置し、各機関における帰宅困難者等対策に係る調査や情報交換を行っている。

(イ) 主な構成

国、東京都、九都県市等近隣の自治体、都内自治体、経済団体、通信事業者団体、鉄道事業者、バス協会 等 構成員35団体、オブザーバー5団体

(3) 国民保護に関する事務

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が、平成16年9月17日に施行された。同法により、武力攻撃や大規模テロを受けた場合には、国の方針に基づき、国、地方公共団体、放送事業者など関係機関が連携・協力し、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃や大規模テロに伴う被害の最小化を図ることになる。

都は、同法に基づき、住民の避難や救援の実施、平素からの備えなどからなる東京都国民保護計画（以下、「都計画」という。）を平成18年3月31日に作成した。また、平成27年3月30日に、昨今の情勢の変化や国の基本指針を反映させるために都計画を変更した。引き続き、変更した都計画を踏まえ、必要な体制の整備や訓練の実施など、具体的な取組を行うとともに、各区市町村の国民保護施策の推進を支援していく。

なお、平成27年度は国、品川区と合同で図上訓練、平成28年度は国、台東区と合同で実動訓練、平成29年度は国、新宿区、渋谷区及び千代田区と合同で図上訓練を実施するとともに、国、文京区と合同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施した。また、テロ災害等への危機管理や初動対処等をテーマとした「危機管理に関する事業者セミナー」を開催している。

(4) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザとは、過去に人が感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザであり、世界中で大流行すると、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されている。

このため、平成17年12月に発生段階に応じた医療対策や社会的行動制限等を定めた「東京都新型インフルエンザ行動計画」を策定した。さらに、都民の生命と健康を守り、首都東京の都市機能を維持するため、「都政のBCP〈新型インフルエンザ編〉」を平成22年3月に策定した。

また、平成21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009は瞬く間に世界中に感染が拡大し、世界保健機関（WHO）は感染拡大の警戒レベル（フェーズ）を最高の6へ引き上げ、都は「東京都感染症対策本部（本部長：知事）」を設置し、都民への情報提供、相談等の必要な対策を講じた。なお、厚生労働省が季節性インフルエンザ対策に移行したことに伴い、都は平成23年4月19日に東京都感染症対策本部を廃止した。

平成24年5月、国は、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ等発生時に、国民の生命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）を公布した。これを受け、都は、平成25年3月に東京都新型インフルエンザ等対策本部条例及び施行規則を制定した。

平成25年4月13日、国は特措法及び施行令を施行し、平成25年6月7日に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という。）を閣議決定した。これを受け、都は、現行の新型インフルエンザ対策行動計画等に、特措法により新たに都の役割となった対策を追加し、平成25年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「都行動計画」という。）を策定した。また、都内区市町村の行動計画及び指定地方公共機関の業務計画策定に向け、助言、支援等を行った。その後、平成29年9月の政府行動計画等の変更に伴い、平成30年7月に都行動計画の一部変更を行った。

平成27年度から国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練を実施している。

(5) 石油コンビナート等防災対策

「石油コンビナート等災害防止法」（以下、「石災法」という。）第2条第2号の規定に基づく「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」により、石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）が指定されると、石災法第27条第1項で特別防災区域が所在する都道府県に防災本部を置くことと規定されている。

都においても、平成30年8月に特別防災区域が新規に指定される予定であるため、防災本部の設置に向けた準備を進めている。

(6) 防災体制の整備

ア 東京都防災センター等

(ア) 東京都防災センター

東京都防災センターは、地震、風水害、テロ、武力攻撃等から都民の生命及び財産を守り都市機能の維持を図るため、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議・決定・指示を行う中枢の施設である。

なお、平成29年度から平成31年度（予定）まで、災害発生時に東京都防災センター等を効果的かつ効率的に使用するために、オペレーションスペースの拡大や各部屋のレイアウトを変更するための改修工事を実施していく。

運用中のシステム

- 「災害情報システム」
- 「地震計ネットワークシステム」
- 「地震被害予測システム」
- 「地震被害判読システム」

- 「火山観測システム」
- 「AV（音響・映像）システム」
- 「画像伝送システム」

(イ) 東京都立川地域防災センター

多摩地域における防災活動の拠点として、東京都防災センターの指示のもとに応急対策活動を実施するため、①情報収集及び連絡調整機能、②救援物資の備蓄・輸送機能、③要員確保機能等の機能を備えた施設である。

(ウ) 東京都多摩広域防災倉庫

救出・救助、医療活動、物資調整など、災害対応を担う様々な主体の活動や主体相互の連携を支え、総体としての災害対応力を向上させる広域的な防災拠点の機能を備えた施設である。平成28年7月に国から取得した倉庫を補修し、平成29年6月1日より一部施設の活用を開始した。引き続き、必要な設備改修を行い、平成31年度に施設の全面活用を開始する予定である。

(エ) 夜間防災連絡室の運営

夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、東京都防災センターに夜間防災連絡室を設置し、夜間防災連絡員が夜間・休日に常駐して地震や気象警報などへの警戒態勢をとっている。

イ 防災関連システム

(ア) 災害情報システム

a 災害情報システム

災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を防災センターが一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的とする。また、気象情報や被害情報等を、気象庁、建設局、下水道局、ライフライン機関（東京電力、東京ガス）等から受信し、各防災機関に提供する。

本システムは、サーバを防災センターに置き、その端末を区市町村等の主要機関に設置し、防災行政無線回線によるオンラインネットワークを構成し運用している。

b 災害情報提供システム（防災ホームページ）

ホームページを活用して、都民の防災に対する意識の更なる高揚や、防災活動の向上を図るため、防災に関する情報提供を行うとともに、災害時には都民の自助・共助活動や二次災害防止活動・避難誘導・救助活動等の支援のために的確な情報提供を行うシステムである。

(イ) 防災行政無線

災害時の防災活動を円滑に実施するためには、有機的かつ迅速な情報連絡網の確保が必要である。このため、有線通信の途絶時にも有効に機能する東京都防災行政無線を整備している。

また、東京都防災行政無線を補完するため、初動時の対応を担う業界団体等に業務用MCA無線機を導入している。

東京都防災行政無線は固定無線局（約300局）と移動無線局（約500局）からなっている。

a 固定無線局

都庁局を統制局として、都内の防災関係機関に固定無線局を整備している。

(a) 統制局

無線網全体の管理・統制を行う機能を持つ。機能は次のとおりである。

- ・ 交換機能 無線局間の回線をつなぐ。無線局と都庁内線をつなぐ。
- ・ 統制機能 災害発生時において、重要度の高い通信を行うために、他の通信を規制する。都庁に統制局を、立川地域防災センターに副統制局を置いている。

(b) 中継局

都庁から遠距離の無線局まで電波が届かない時に、中継する機能を持つ。

(c) 端末局

災害対策上重要な機関に防災行政無線の無線設備を設置してあり、相互に通信を行う機

能を持つ。重要度や通信量、実施する対策の性質に合わせて多重系の無線局か単一系の無線局のいずれかを整備している。

- 多重系無線局

多重系無線では、一つの無線回線で複数の情報を同時に伝送することができる。

都の支庁、区市町村、建設事務所、電力・ガス会社等には多重無線設備を設置しており、通信機能は電話、ファクシミリ、画像伝送、データ伝送（災害情報システム等）の4種類である。

- 単一系無線局

単一系無線では、一つの無線回線で一つの情報のみ伝送することができる。

病院、保健所、交通機関、放送機関、交通局・水道局・下水道局の事業所等に、少ない周波数帯で多くの無線局と通信が可能な、M C A（Multi Channel Access、マルチ・チャンネル・アクセス）方式の無線設備を設置している。通信機能は電話とファクシミリである。

b 移動無線局

東京都防災行政無線網は本庁舎及び各中継所に約20の基地局を置き、約500台の移動無線局を整備している。

(a) 移動無線車

移動系無線設備を、発電設備を持った専用車両に搭載し、機動的に運用している。

(b) 全都移動系無線局

機器の大きさ、運用形態等から、車載型、可搬型（トランク程度の大きさ）、携帯型（トランシーバー型）の3つに分けられる。通信機能は音声のみである。

トランシーバーと同様に1局が送信していると、他の無線局は送信できない。通信内容は、統制台及び電波の届く範囲にいる全都移動系無線局で傍受できる。通信の相手方は、都庁局及び全都移動系無線機に限られる。

c 衛星地球局

本庁舎他15局に通信衛星を利用する衛星通信設備を設置しているほか、衛星通信設備を車両に搭載し、機動的な運用を行う衛星中継車1台と可搬型衛星通信設備3台を整備している。

これらは自治体衛星通信機構が整備する地域衛星通信ネットワークを利用するものであり、同ネットワークに加入している道府県及び市町村と通信が可能である。

衛星中継車の通信機能は多重系無線局とほぼ同じである。

d ヘリコプター・テレビ

東京消防庁及び警視庁のヘリコプターに搭載しているテレビカメラで撮影した災害現場の映像を東京消防庁や警視庁を経由して都庁舎に伝送し、被害状況の確認を行う。

東京都防災行政無線の利用状況

平成30年4月の通信回数

系 統		無線局数	通 信 回 数
区 部 系	多 重 系	46局	11,727回
	M C A 系	186	84
多 摩 系	多 重 系	36	6,422
	M C A 系	57	12
島 しょ 系		12	6,392
小 笠 原 系		2	888
合 計		339	25,525

(統制局2、中継所25)

ウ 物資等の備蓄・整備

(ア) 応急給水槽

震災時における飲料水を確保するため、昭和52年度から、85基の応急給水槽を設置した。平成30年度は応急給水槽の設置、維持管理及び応急給水用資器材の整備等を進めている。

(イ) 燃料確保対策

石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を踏まえて、国、石油連盟等と「大規模災害時における石油燃料の確保に関する連絡協議会」を設置し、災害時の応急対策活動に必要な災害拠点病院等の燃料の確実な確保に努めている。

また、緊急通行車両等の燃料について、給油所と直接協定等を締結することにより燃料備蓄に取り組んでいる。

(ウ) 物資の調達及び物流対策

地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、平成25年に日本TCGF（製造・配送・販売事業者が参画する全国に流通ネットワークを有する企業グループ、28社加盟）、平成27年に株式会社セブン&アイ・ホールディングス、平成29年にNPO法人コメリ災害対策センターと物資調達に係る協定を締結し、調達体制を強化した。

また、広域輸送基地を補完するため、平成25年に東京倉庫協会と物資の保管及び荷役に係る協定を締結し、物流対策の充実を図った。

(エ) 災害救助基金

被災時における応急対策の実施に当たっては、緊急に相当額の経費を必要とするので、災害救助法に基づき災害救助基金を積み立てている。平成29年3月31日現在の積立額は、約172億3,663万円で、預託金及び給与品の事前購入により運用している。

エ 首都圏の防災・危機管理に関する事務

首都圏で地震等の大規模災害が発生した場合、被害の規模は広範に及び、1つの自治体で対応できる範囲をはるかに上回ることが予想される。このため、首都圏の1都3県及び政令指定都市で構成する九都県市では「地震防災・危機管理対策部会」を組織し、首都圏における防災・危機管理上の様々な課題を検討し、都県市間の相互連携など対策の具体化を図っている。

オ 地域防災力の向上支援

東日本大震災では地域住民による自助・共助の取組が発災時において大きな力を発揮したことなどを踏まえ、共助の仕組みとして、地域防災力の向上支援事業を進めている。

(ア) 「自主防災組織活動支援事業」「自主防災組織活性化サポートガイド」

平成29年度より自主防災組織等に専門家を派遣し、課題に合わせたアドバイスをを行う自主防災組織活動支援事業を年間10団体に対し、実施している。

また、区市町村による取組を支援するための自主防災組織活性化サポートガイドを平成29年度に作成し、区市町村への配布を行った。

(イ) 「防災市民組織リーダー育成研修会」「東京防災学習セミナー」等

自主防災組織等のリーダーや区市町村防災担当職員を対象に、防災に関する知識及び技術の提供等を目的として、「防災市民組織リーダー育成研修会」を年4回（区部2回、多摩2回）実施している。

また、希望する町会・自治会・自主防災組織等に防災の専門家を派遣する「地域防災学習交流会」を、平成25年度は110回、平成26年度及び平成27年度は250回実施した。平成28年度からは、「地域防災学習交流会」の内容を一部見直し、「東京防災学習セミナー」を新たに開始し、250回実施した。都民のニーズが高いため、平成29年度からは300回に回数を増やし、実施しており、平成30年度も300回を実施する。

さらに、災害時に地域や職場の防災活動の核として活躍する女性人材を育成するため、平成29年度より女性防災人材育成事業を実施している。平成30年度は、基本的な知識を学ぶ防災ウ

ーマンセミナー及びリーダー的人材を育成する防災コーディネーター育成研修会をそれぞれ地域生活編・職場編として実施する。

(ウ) 「東京防災隣組」の認定・普及

地域で意欲的な防災活動を行う団体を東京都が「東京防災隣組」として認定し、その活動を広く紹介することにより、地域防災活動の更なる取組の推進を図ってきた。平成24年度に第一回認定を行い、平成29年度の第六回認定までに累計246団体を認定した。

(7) 防災訓練

災害発生時における対応力向上のため、自然災害対策、帰宅困難者対策、国民保護対策、新型インフルエンザ対策の各種訓練を実施している。

ア 自然災害（地震・風水害）対策の訓練

- ・平成28年度
 - 5月20日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 6月19日 風水害を想定した日の出町と合同の対策訓練を実施
 - 9月4日 首都直下地震を想定した、葛飾区・墨田区と合同の総合防災訓練を実施
 - 10月14日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 10月28日 首都直下地震を想定した、非常配備職員の参集訓練を実施
 - 11月21日 火山噴火等を想定した、大島町・利島村と合同の総合防災訓練を実施
- 29年1月31日 首都直下地震を想定した、政府及び1都3県合同の図上訓練を実施
- ・平成29年度
 - 5月25日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 6月20日～23日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 6月25日 風水害を想定した青梅市との合同対策訓練を実施
 - 9月3日 首都直下地震を想定した、調布市と合同の総合防災訓練を実施
 - 11月5日 火山噴火等を想定した、八丈町・青ヶ島村と合同の総合防災訓練を実施
- 30年1月11日 首都直下地震を想定した、政府及び九都県市合同の図上訓練を実施
- ・平成30年度
 - 5月15日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 6月18日～22日 首都直下地震を想定した、図上訓練を実施
 - 6月24日 風水害を想定したあきる野市との合同対策訓練を実施
 - 9月2日 首都直下地震を想定した、中央区・港区と合同の総合防災訓練を予定
 - 11月8日～10日 南海トラフ地震等を想定した、小笠原村と合同の総合防災訓練を予定

イ 帰宅困難者対策の訓練

- ・平成23年度 24年2月3日 東京駅、新宿駅、池袋駅及び臨海部で帰宅困難者対策訓練を実施
- ・平成24年度 9月1日 目黒駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
- ・平成25年度 26年3月11日 一時滞在施設として指定した都の施設200箇所と通信訓練等を実施
- ・平成26年度 27年2月5日 豊島区と合同で池袋駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
- ・平成27年度 28年2月8日 千代田区と合同で東京駅周辺、秋葉原駅周辺など主要5駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
- ・平成28年度 29年2月7日 渋谷区と合同で渋谷駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施
- ・平成29年度 30年2月5日 台東区と合同で上野駅周辺において帰宅困難者対策訓練を実施

ウ 国民保護対策の訓練

- ・平成27年度 11月12日 化学剤及び爆発物によるテロ災害を想定した国、品川区と合同の図上訓練を実施

- ・平成28年度 11月15日 東京文化会館、上野恩賜公園近郊において国、台東区と合同で国民保護（大規模テロ災害対処）訓練を実施
 - ・平成29年度 11月10日 化学剤及び爆発物によるテロ災害を想定した国、新宿区、渋谷区及び千代田区と合同で図上訓練を実施
 - 30年1月22日 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を国、文京区と合同で実施
- エ 新型インフルエンザ対策の訓練
- ・平成27年度 11月27日 国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練を実施
 - ・平成28年度 12月13日 国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練を実施
 - ・平成29年度 11月7日 国の新型インフルエンザ等対策訓練と連携した連絡訓練を実施

2 災害時の応急対策事務

(1) 災害対策本部等

ア 東京都災害対策本部

知事は、都の地域について大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、東京都災害対策本部を設置する。

直近では、平成12年に三宅島噴火災害及び伊豆諸島近海地震の対応のため本部を設置した。

イ 東京都応急対策本部

知事は、災害対策本部が設置される前、又は災害対策本部が設置されない場合で、気象警報が発せられた時や、局地的災害が発生した時など、知事が必要と認めた時に、災害時の活動態勢として東京都応急対策本部を設置し、これに対処する。

ウ 東京都危機管理対策会議

危機管理監は、災害等の危機の発生に際し、全庁的な対策会議を設置し、危機に関する情報を一元的に収集し、分析するとともに、災害等の未然防止及び拡大防止のための関係各局等の対応策の総合調整並びに要請を行う。

エ 東京都災害即応対策本部

危機管理監は、災害対策本部が設置される前、又は応急対策本部が設置されない場合で、集中豪雨による局地的な災害が発生したとき、大規模事故やテロ等の突発的かつ局地的な災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合、東京都災害即応対策本部を設置する。

最近では、平成23年東日本大震災、平成25年台風第26号による大島町土砂災害、平成29年台風第21号による浸水被害等の対応のため本部を設置した。

(2) 自衛隊の災害派遣要請等

災害発生時、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請を行っている。

この他、伊豆諸島において重篤な救急患者が発生し、東京消防庁により都内及び近県の病院に輸送できない場合や小笠原諸島で同様の救急患者が発生した場合、海上自衛隊に災害派遣要請を行い、自衛隊航空機等により内地の病院に輸送している。

また、法定受託事務として自衛官募集に関する事務も行っている。

都内における自衛隊の災害派遣実績（平成24～29年度）

災害派遣要請期間	要請内容	出動地域
平成24年11月16日から 平成24年11月25日	山林火災に対する消火活動	三宅村
平成25年10月16日から 平成25年11月8日	行方不明者等要救助者の捜索・救助及びその他必要な活動	大島町
平成26年2月16日から 平成26年2月21日	大雪に伴い発生した孤立者等、要救助者の救援・救助及びその他必要な活動	檜原村、 奥多摩町
平成26年2月17日から 平成26年2月21日		青梅市
平成26年5月8日から 平成26年5月9日	山林火災に対する消火活動	奥多摩町
平成30年1月4日から 平成30年1月4日	山林火災に対する消火活動	奥多摩町

救急患者輸送実績（平成18～29年度）

年度	大島支庁管内		三宅支庁管内		八丈支庁管内		小笠原支庁管内		計（件）	
	海自	東消他	海自	東消他	海自	東消他	海自	東消他	海自	東消他
18	9	67	0	14	1	18	20	0	30	99
19	7	127	1	37	0	23	32	0	40	187
20	10	122.5	2	33.5	3	25	36	0	51	181
21	12	140.5	5	39	3	37.5	22	0	42	217
22	15	165	4	43.5	9	25.5	21	0	49	234
23	21.5	148.5	12	61	7.5	27.5	34	1	75	238
24	11	151.5	0	42.5	5	31	30	0	46	225
25	10	135.5	3	44	2	37.5	32	0	47	217
26	3	124	0	57.5	1	45.5	23	0	27	227
27	5	128.5	1	48.5	5	25	31	0	42	202
28	0	112.5	0	36	3	49.5	21	0	24	198
29	1	110	0	40	1	31	24	1	26	182

※ 1回の輸送で、管内を超えて2名の患者を輸送した際は、0.5でカウントしている。

※ このほか、平成26年には文京区から岡山県へ臓器移植患者の緊急輸送を実施した。

(3) 不発弾等処理交付金事務

不発弾等は、現状では未処理のまま相当数が地中に埋没していると推測される。これらは、自然爆発、工事・地震等による誘発などのおそれがあるため、区市町村が住民の安全確保の見地から陸上自衛隊をはじめ、関係機関の協力のもと処理を行っている。

当部は区市町村が災害を未然に防止するために行う不発弾等の探査、発掘及び埋戻し等の費用負担に関わる交付金関係事務を担当しており、不発弾等処理事務の指導、連絡を行っている。

(4) 災害見舞金

他の道府県や区市町村で災害が発生し災害救助法の適用を受けた場合や、東京都の姉妹友好都市等が被災した場合などに見舞金や救護物資を贈呈している。

3 消防に関する事務

(1) 府県消防に係る事務

ア 消防組織法第29条に基づき、都と市町村及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防統計調査の実施、消防情報の伝達、消防施設の強化拡充の指導及び助成、消防思想の普及宣伝、市町村消防計画の作成指導、消防相互応援に関する計画の作成指導及び救急業務の指導並びに消防関係者の叙位、叙勲及び表彰等に関する事務等を行っている。また、平成30年度からは、行政部と連携した市町村消防団の装備の充実化、消防団が実際の火災等災害現場や訓練で活用する無人航空機の貸付事業を実施する。

イ 消防組織法第33条に基づき、消防広域化推進計画を定めている。

ウ 消防組織法第51条第1項に基づき、東京都消防訓練所を設置している。訓練所では、消防業務を遂行するために必要な知識・技術を習得させることや、連帯感を養うことなどを目的に、市町村の消防職員、消防団員等に対し、教育訓練を実施している。基礎的な知識・技能習得のための初任・基礎教育、特殊な業務遂行に必要な学術・技能習得のための専科教育、幹部としての責務を自覚させる幹部教育などに重点をおいている。また、平成25年からは震災時等における救助活動を行う際に必要な知識・技術の習得を図る救助科研修、平成30年度からは女性消防団員の職務に着目した女性消防団員研修を開始し、消防団の一層の充実強化を推進している。

(2) 多摩地域における消防の受託に係る調整事務

稲城市を除く多摩地域の25市3町1村が、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、特別区の消防を管理する都知事（※）に消防事務（消防団及び消防水利を除く。）を委託しており、総務局は受託に係る調整事務を行っている。

※ 消防組織法に基づき、特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における消防の責任を有し（第26条）、その管理は都知事が行う（第27条第1項）とされており、特別区の存する区域における消防機関として都知事は東京消防庁を設置している。稲城市を除く多摩地域から受託している消防事務については、東京消防庁が処理している。

(3) 市町村消防団（※）支援

消防団の人材確保に向けて、都内鉄道各線での広告掲載を東京消防庁と連携して実施するとともに、団員の技能向上に向け、東京都消防訓練所における講習内容の充実を図る。また、市町村消防団用防火衣の整備に対する補助を行う。

※ 特別区の消防団については、特別区の存する区域における消防機関である東京消防庁が所掌している。

平成29年度 消防関係補助金交付状況 (単位：千円)

	都 補 助 金		国 補 助 金	
	数	交 付 額	数	交 付 額
耐震性貯水槽	5	13,600	10	40,618
備蓄倉庫				
備蓄倉庫(地域防災拠点施設)				
小型動力ポンプ	3	900		
消防車両			14	113,782
救急車両			2	11,274
小型動力ポンプ付積載車	1	866		
消防活動二輪車				
消防艇			1	120,000
高度救命処置用資機材				
消防団用資機材	707	38,230		
合 計	716	53,596	27	285,674

※ 「国補助金」の内、消防艇120,000千円は、国庫債務負担行為平成29年度分

※ 「都補助金」の内、消防団用資機材は、「市町村消防団用防火衣整備費補助金」による。

4 広報・普及啓発・調査研究

(1) 防災広報及び普及啓発

都民の防災意識の向上と防災知識の普及を図るため、次のような事業を実施している。

- 東京都防災ガイドブックの作成（日本語・音声コード付、英語、中国語、韓国語）
- 東京都防災ホームページ、東京都公式ホームページ、東京都防災ツイッターによる情報提供
- 広報東京都などの広報紙、テレビ・ラジオ番組、新聞・雑誌、街頭大画面ビジョンなどによる情報提供
- 電話帳を活用した情報提供
- 防災広報パネルの作成
- 防災展
- 危機管理産業展への出展
- 都民の備蓄推進プロジェクト

(2) 防災ブック・防災アプリ

ア 防災ブック「東京防災」

各家庭において、首都直下地震等に対する備えが万全となるよう、日常的に活用できる防災ブック「東京防災」を作成し、平成27年9月1日より都内各家庭へ配布した。また、有償頒布について多数の要望が寄せられたため、平成27年11月より一冊140円で有償販売を開始した。

音声コード添付版、点字版、音声版（テープ、DAISY）を作成したほか、英語版・中国語版・韓国語版を作成し、多言語対応も行っている。加えて、教育庁作成の「防災ノート～災害と安全～」(防災ノート「東京防災」を改訂：平成30年6月末から配布)と連携し、防災教育の推進を図っている。

イ 女性視点の防災ブック「東京暮らし防災」

女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進するこ

とを目的として、女性の視点から防災ブック「東京くらし防災」を作成した。

平成30年3月に発行し、都立・区市町村立施設をはじめ、郵便局、銀行、スーパー、美容院等民間事業者の店舗等、都内の約1万か所で配布を行った。

初版分より音声コードを添付し、さらに点字版、音声版（テープ、DAISY）を作成し、英語版・中国語版・韓国語版の多言語版データをホームページで公開している。

ウ 「東京都防災アプリ」

比較的防災への関心が低い若年層への浸透を図ることを目的として、「東京都防災アプリ」を制作し、平成30年3月にリリースした。

(3) 防災に関する調査研究

震災の原因及び発生状況等について、次のように科学的、総合的に調査及び研究を行っている。

ア 地震に関する調査研究

- ・南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定に関する調査（平成24、25年度調査、平成25年度公表）
- ・首都直下地震等による東京の被害想定に関する調査（平成23、24年度調査、平成24年度公表）
- ・文部科学省が進めている首都直下地震防災・減災特別プロジェクト（平成19年度～平成23年度実施）に対して協力を行った。
- ・文部科学省が進めている都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト（都市災害プロジェクト）（平成24年度～平成28年度実施）に対して協力を行った。
- ・文部科学省が進めている首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト（平成29年度～平成33年度実施予定）に対して協力を行っている。

イ 活断層に関する調査

- ・立川断層の位置、変位量、活動履歴等についての調査（平成9年度～平成11年度調査、平成11年度公表）
- ・地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）が進めている立川断層帯の重点的調査観測（平成24年度～平成26年度調査）に対して協力を行った。

ウ 地下構造に関する調査

- ・基盤岩層の分布する深度までの地下地質構造の調査（平成14年度～平成16年度調査）

エ 津波浸水予測に関する調査

- ・津波浸水予測調査報告書（伊豆諸島）の作成（平成15年度調査、平成16年度公表）
- ・津波浸水予測調査報告書（小笠原諸島）の作成（平成16年度調査、平成16年度公表）

オ 火山防災に関する調査

- ・東京都伊豆諸島火山観測システムによる観測（平成4年度から観測）

カ 火山の活動状況の調査

- ・伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査研究（平成2年5月）
- ・伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究（平成4年10月）

キ 水準点に関する調査

- ・三宅島火山水準測量調査（昭和63年度からほぼ隔年実施。平成31年度実施予定）

統計部

統 計 部

統計部は、各種統計調査の実施及び統計の加工・分析を行うとともに、統計情報を庁内、区市町村のほか広く都民に提供している。統計データについては、統計部以外の統計資料も収集し、閲覧及び複写サービスを行っている。

また、庁内各局が実施する都独自の統計調査について規定している東京都統計調査条例及び東京都統計調査調整規程等を所掌し、統計調査の全庁的な実施状況の把握、統計相談を行っている。

1 統計調査等の実施

(1) 国の統計調査等

国勢調査、経済センサスをはじめとする国の統計調査を実施している。大部分の調査は法定受託事務で、全国一律で実施する統計法に基づく基幹統計調査である。調査方法は、統計調査員が世帯や事業所を訪問する調査員調査が中心で、都直轄調査と区市町村を経由する調査がある。

調査結果については、都の事業として東京都分のデータを刊行物やホームページを通じて公表している。

平成30年度実施予定の統計調査等

番号	調 査 名	所管省	調査期日
1	毎月勤労統計調査（基幹統計）	厚生労働省	毎月末日
2	学校基本調査（基幹統計）	文部科学省	5月1日
3	学校保健統計調査（基幹統計）	〃	4月～6月
4	2020年国勢調査第2次試験調査（一般統計）	総 務 省	6月21日
5	平成30年住宅・土地統計調査（基幹統計）	〃	10月1日
6	個人企業経済調査（基幹統計）	〃	毎四半期末日、毎年末日
7	小売物価統計調査（基幹統計）	〃	毎月
8	家計調査（基幹統計）	〃	毎月
9	労働力調査（基幹統計）	〃	毎月末日
10	工業統計調査（基幹統計）	経済産業省	6月1日
11	商業動態統計調査（基幹統計）	〃	毎月末日
12	経済産業省生産動態統計調査（基幹統計）	〃	毎月末日
13	2018年漁業センサス（基幹統計）	農林水産省	11月1日

(2) 都の統計調査等（統計部所管分）

東京都生計分析調査をはじめ都独自の統計調査を実施し、調査結果については「都民のくらしむき」等の刊行物やホームページを通じて公表している。

なお、統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき総務大臣への届出を行っている。

平成30年度実施予定の統計調査等

番号	調 査 名	調査期日
1	東京都財政収支調査	8月～9月
2	住民基本台帳等人口調査	毎月末日、1月1日
3	東京都生計分析調査（都指定統計調査第2号）	毎月

2 統計解析の実施

各種の総合計画及び企画立案の基礎データとして利活用に資するため、既存の統計資料を用いて、各種の加工統計を作成している。加工統計として、都の人口の将来動向を予測する「東京都の人口予

測」、総合的な都の経済指標である「都民経済計算」、都の経済構造の把握と各種施策の経済波及効果の分析などに用いられている「東京都産業連関表」、工業の生産、出荷、在庫別動向を指数化した「東京都工業指数」、第3次産業の活動状況を指数化した「東京都第3次産業活動指数」などがある。

3 統計資料の刊行及び資料提供

当部で実施する統計調査の結果や加工統計を刊行物として発行するとともに、ホームページ「東京都の統計」を設置し、統計情報等を公表している。

統計部で作成している主な刊行物等

分野	名称	周期
総合	東京都統計年鑑 くらしと統計 大都市比較統計年表（政令指定都市と共同作成）	年報 年報 年報
人口	東京都の人口（推計） 人口の動き－東京都の人口（推計）年報－ 住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別） 東京都住民基本台帳人口移動報告 国勢調査東京都区市町村町丁別報告 国勢調査による東京都の昼間人口 東京都の人口予測（区市町村別、男女年齢別、世帯数、昼間人口、就業者数） 住宅・土地統計調査（東京都の概要）	月報 年報 年報 年報(ホームページのみ) 5年毎 ※平成27年 5年毎 ※平成27年 テーマ別に毎年（5年周期） ※平成28年度は区市町村別 5年毎(ホームページのみ)
事業所	経済センサス－基礎調査報告 経済センサス－活動調査報告	5年毎 ※平成26年 5年毎 ※平成24年
農林水産業	農林業センサス結果報告 漁業センサス結果報告	5年毎 ※平成27年 5年毎 ※平成25年
工業	東京の工業 東京都工業指数	年報 月報、四半期報、年報
商業	商業統計調査報告（卸売・小売業）	経済センサス活動調査の2年後 ※平成26年
物価	東京の物価	月報
労働、賃金	東京の労働力 都民の就業構造 東京都の賃金、労働時間及び雇用の動き	四半期報、年報 5年毎 ※平成24年 月報、年報
家計	都民のくらしむき	月報(ホームページのみ) 年報
経済	都民経済計算年報 都民経済計算 速報・見込 東京都産業連関表 東京都第3次産業活動指数 東京都全産業活動指数	年報 年報(ホームページのみ) ※最新版は平成31年1月末掲載予定 5年毎 ※平成23年 月報(ホームページのみ) 月報(ホームページのみ)
教育	学校基本調査報告 学校保健統計調査報告	年報 年報

※印は直近の刊行物の調査時期等を表す。（平成30年7月現在）

4 統計制度改革への対応

国が行う統計制度の改善や見直しなど統計改革の取組に対し、都として必要な対応を図っている。

現在は、平成27年10月の経済財政諮問会議における問題提起を契機として、GDP統計を軸とする経済統計の改善やEBPM（証拠に基づく政策立案）の推進体制の構築を主要課題とする統計改革が進められており、平成30年3月には、公的統計の整備に関する基本的な計画の改定が行われた。

当部は、国の統計調査を実施する立場として、経済統計を含む公的統計の体系的整備や、調査負担の軽減、行政記録情報の活用など調査方法の改善や効率化に向け、区市町村や他道府県の意見を取りまとめ、統計委員会等国の諸会議への参加や各府省への提案等を通じ、その実現に努めている。

5 都の統計調査の調整及び支援

(1) 東京都統計調査条例

都独自の統計調査の実施及び結果の利用等についての規定を東京都統計調査条例に定め、施行している。

平成21年4月に全面改正を行い、調査対象者の秘密の保護の強化を図るとともに、都統計調査の庁外への二次利用を可能とした。また、特に重要な調査については「都指定統計調査」として指定し、調査対象者に報告義務を課すとともに、報告拒否や虚偽の報告をした調査対象者、調査対象者に都指定統計調査と誤認させて調査情報を取得した者に対する罰則を規定している。

(2) 庁内調整

各局が行う都独自の統計調査について、統計法に基づき、総務大臣への届出に関する事務の手続を行っている。

統計の効率的利用及び統計調査事務の合理的な処理を図ることを目的として、「東京都統計調査調整規程」を定め、全庁的な統計調査年度予定表を編成するとともに、調査完了後は統計調査実施状況を取りまとめている。また、各局が統計調査を実施しようとするときは、調査目的、調査事項等について事前に協議を受けるとともに、必要な助言又は勧告を行っている。

(3) 各局への支援

各局が都独自の統計調査を行う際に、標本抽出方法など統計調査の企画設計について助言を行っている。また、統計データの分析方法、各施策の経済波及効果の試算に用いられる東京都産業連関表の利用方法の助言等、統計業務全般について全庁的な支援を行っている。

6 統計の普及・啓発、利活用の促進

統計の利活用の促進を図るため、ホームページ「東京都の統計」では、統計部が作成した統計はもとより、国や庁内各局の統計調査結果のホームページへリンクを貼り、一元的に統計情報等が提供できるようにしている。

また、統計資料室を設置し、統計部の公表物や庁内各局、国などの統計資料を収集・管理し、都民へ閲覧提供している。

刊行物としては、総合統計書としての「東京都統計年鑑」や東京都の基本的な統計をグラフ化した「くらしと統計」を発行している。また、統計知識の普及や統計による表現技術の研さんを目的に、毎年、東京都統計グラフコンクールを実施し、小学生から一般まで2,000人を超える応募がある。入賞作品については、東京都統計グラフコンクール表彰式を開催して受賞者を表彰するとともに、統計データ・グラフフェア等において受賞作品の展示を行っている。

近年のEBPMの動きを踏まえ、政策立案に必要な統計利活用の促進に向け、庁内及び区市町村職員を対象としたセミナーの開催やウェブサイトによる情報提供に取り組んでいる。

7 統計調査の環境整備

(1) 統計調査員確保対策

近年、単身世帯や共働き世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどにより、調査環境が厳しくなっており、統計調査員の調査活動が困難になっている。また、国勢調査など大規模調査では統計調査員の確保が特に困難となっている。

これらの背景から、統計調査員の確保難を解消するため、統計調査員希望者の事前登録を行うとともに、任用した統計調査員の資質の向上を図ることを目的に、都及び区市町村の統計調査員を対象に「統計ニュース」の発行、「統計調査員のしおり」等の配布及び研修を行っている。

(2) 表彰等

統計調査員を対象に、顕著な功績があった者に対して、毎年度、東京都表彰規則に基づく東京都知事表彰を実施するとともに、東京都知事感謝状の贈呈を行っている。また、総務大臣表彰をはじめとする各大臣表彰に係る推薦を行い、大臣表彰の伝達と東京都知事表彰等と併せて「統計功労者表彰伝達式」を開催している。

なお、永年にわたり統計調査活動に著しい功績のあった者に対し、春秋の叙勲、褒章候補者の推薦も行っている。

人 權 部

人 権 部

人権部は、都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権相談機関との連携などを行い、人権施策を総合的に推進している。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向け、関係機関及び関係団体との連絡調整等を行っている。

1 総合的な人権施策の推進

(1) 人権施策推進に係る総合調整

人権をめぐる国内外の動向に的確に対応するため、調査研究を行うとともに、人権施策の総合調整を行っている。

(2) 「東京都人権施策推進指針」に基づく人権施策の推進

社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化とともに、多様化・複雑化する東京の人権状況に対応し、生活習慣・文化・価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市を目指し、都の人権施策の基本理念や基本的な考え方を示す「東京都人権施策推進指針」（以下、「指針」という。）を15年ぶりに見直し、平成27年8月に公表した。

この「指針」に基づき、啓発・教育、救済・相談、支援・連携の3つの観点から総合的に人権施策を推進するとともに、民間団体・国・他自治体等との連携を強化し、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための人権施策に取り組んでいる。また、平成28年5月に、有識者からの専門的な助言を得て「指針」の基本理念の実現に向けた取組を行うため、「東京都人権施策に関する専門家会議」を設置し、運営している。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、人権施策を総合的に推進することで、人権尊重の理念がより一層浸透した社会を目指し、性自認及び性的指向を理由とする差別や不当な差別的言動のない東京の実現に向けた取組も推進していくため、条例制定の準備を進めている。

(3) 人権に係る情報、資料などの収集、提供

人権及び人権問題に関する国内外の情報や資料を収集し整理するとともに、迅速、効果的に都民、関係機関及び関係各局等に提供している。

(4) 人権問題に係る普及啓発

都民一人ひとりが様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が浸透するように、「ヒューマンライツ・フェスタ東京」の開催、憲法週間や人権週間における「講演と映画の集い」、スポーツ組織と連携した人権啓発活動、啓発冊子等の作成・配布などの普及啓発事業を企画し、実施している。なお、事業の実施に当たっては、関係各局はもとより、国等との協議会や、区及び市町村との定期的な連絡会等を通じて、国、区市町村、関係団体とも連携協力し、効果的・効率的な事業執行を図っている。

(5) 人権問題に係る相談・連携

国、関係各局、関係機関等が実施している個別の人権問題に係る相談業務と連携し、総合的なネットワークの構築に努めることにより、人権問題に関する相談・問合せについて、適切な対応を図っている。

(6) 人権問題研修の充実、強化

人権問題に対する職員の正しい理解と認識を深め、より人権に配慮した施策展開を図るため、関係各局と連携し、人権問題研修の充実及び強化に努めている。

(7) 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等の多様なニーズに応えるための取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、区市町村等や民間団体とも幅広く連携して支援体制を構築するため、「第3期東京都犯罪被害者等支援計画」（平成28年2月策定）に基づき施策を実施している。

犯罪被害者等支援のための総合相談窓口を公益社団法人被害者支援都民センターと協働して運営し、被害直後の一時居所の提供、精神的支援などの施策を実施している。

また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、24時間365日被害者からの相談を受け付け、医療、精神的ケア、捜査関連支援等にワンストップでつなぐ支援事業を実施している。

さらに、犯罪被害者週間等における啓発など都民への啓発事業を実施している。

(8) 北朝鮮拉致問題に対する取組

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、写真パネル展、講演会等の啓発行事、ポスター・チラシの作成・掲出、ホームページによる情報発信といった普及啓発事業のほか、国や関係団体等との連絡調整を行っている。

2 同和問題解決のための取組

(1) 同和問題に係る総合調整

平成14年3月に決定した「同和問題解決のための取組に関する基本方針」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、一般対策の中で啓発などの取組を行うとともに、関係局、関係機関、関係団体との連絡調整を行っている。

(2) 運動団体との連絡協議

同和問題の早期解決を図るため、関係住民の自主的運動と緊密な調整を図る必要があることから、部落解放同盟東京都連合会、東京人権と生活運動連合会とそれぞれ「同和問題に関する連絡協議会」を設けて、話し合いを行っている。

(3) 他府県等との連絡協議

19都府県、4市で構成する全国人権同和行政促進協議会に参加し連絡協議等を行っているほか、大都市人権施策主管者会議などで情報交換等を行っている。

3 東京都人権プラザの運営

(1) 設立の趣旨

東京都人権プラザ（以下、「プラザ」という。）は、その前身である東京都産業労働会館が同和対策事業の推進に果たしてきた役割などを踏まえ、「指針」に基づいて、人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に寄与するため、平成14年1月に都が設置した。

(2) 主要事業

人権に関する展示などをはじめとした普及啓発、情報や資料の収集・提供、一般相談、法律相談、指導者の育成などを実施している。

(3) 管理運営等

都の人権施策の目的や趣旨を踏まえるとともに、民間としての活力を生かした柔軟な運営を行うため、(公財)東京都人権啓発センターを指定管理者に指定し、プラザの管理運営を委託している。

4 (公財)東京都人権啓発センターの運営に対する助成

(1) 運営助成の趣旨

都の人権施策を補完・代替している(公財)東京都人権啓発センターに対し、人権問題全般に係る啓発事業等について、円滑に実施できるよう運営費補助等を行っている。

(2) 主要補助事業

ア 普及啓発

人権啓発映画会、マスメディアを使った啓発等

イ 情報収集・提供

ホームページによる情報発信

ウ 出版物等の発行

人権啓発情報誌の発行

事業概要

登録番号 (30) 55

平成30年版

平成30年 9月 発行

編集発行 東京都総務局総務部総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2313

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門五丁目 9 番 2 号
電話 03 (5405) 2050



古紙配合率70%再生紙を
使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

事業概要

登録番号 (30) 55

平成30年版

平成30年 9月 発行

編集発行 東京都総務局総務部総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2313

印刷 株式会社まこと印刷
港区虎ノ門五丁目 9 番 2 号
電話 03 (5405) 2050



古紙配合率70%再生紙を
使用しています

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



TOKYO 2020



TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES



東京都